

昭和五十三年通商産業省令第七十七号

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）中実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規定に基づき、及び同規定を実施するため、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則を次のように制定する。

（適用範囲）

第一条 この規則は、実用発電用原子炉及びその附属施設について適用する。

（定義） この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「放射線」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第五号に規定する放射線又は一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であつて、自然に存在するもの以外のものをいう。
- 二 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものをいう。
- 三 「燃料体」とは、発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成の核燃料物質をいう。
- 四 「管理区域」とは、炉室、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であつて、その場所における外部放射線に係る線量が原子力規制委員会の定める線量を超えて、空気中の放射性物質（空気又は水のうちに自然に含まれているものを除く。以下同じ。）の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超える、又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制委員会の定める密度を超えるおそれのあるものをいう。
- 五 「保全区域」とは、発電用原子炉施設の保全のために特に管理を必要とする場所であつて、管理区域以外のものをいう。
- 六 「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の区域であつて、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。
- 七 「放射線業務従事者」とは、発電用原子炉の運転又は利用、発電用原子炉施設の保全、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に從事する者であつて、管理区域に立ち入るものという。
- 八 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和二年原子力規制委員会規則第二号。以下「品質管理基準規則」という。）第二条第二項第一号に規定する保安活動をいう。
- 九 「品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第二条第二項第四号に規定する品質マネジメントシステムをいう。
- 十 「廃止措置対象施設」とは、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設をいう。
- 十一 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象であつて、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。以下「設置許可基準規則」という。）第二条第二項第七号に規定する設計基準対象施設又は同項第十号に規定する重大事故等対処施設の設計において発生を想定しているものをいう。
- 十二 「自然現象」とは、自然現象を除く。

- ロ 発電用原子炉を設置する工場若しくは事業所内又はその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であるおそれがあるもの（故意によるもの）を除く。）

ハ 発電用原子炉施設内における火災、溢水その他の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

十二 「大規模損壊」とは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊をいう。

（発電用原子炉の設置の申請）

（発電用原子炉の設置の許可の申請）

ハ 発電用原子炉施設内における火災、溢水その他の発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象

十二 「大規模損壊」とは、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊をいう。

（発電用原子炉の設置の申請）

			(3) 廃棄物の処理能力
		(ii)	放射線管理施設の構造及び設備
	(i)	(iii)	屋内管理用の主要な設備の種類
	(ii)	(ii)	屋外管理用の主要な設備の種類
	(iii)	(i)	原子炉格納施設の構造及び設備
	(i)	(ii)	原子炉格納容器の構造
	(ii)	(1)	原子炉格納容器の構造
	(1)	(2)	原子炉格納容器の設計圧力及び設計温度並びに漏えい率
	(2)	(3)	非常用格納容器保護設備の構造
	(3)	(4)	その他の主要な事項
	(4)	(1)	その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備
	(1)	(2)	常用電源設備の構造
	(2)	(3)	非常用電源設備の構造
	(3)	(4)	その他の主要な事項
	(4)	(1)	法第四十三条の三の五第二項第六号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。
	(1)	(2)	法第四十三条の三の五第二項第七号の発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類ごとに年間予定挿入量及び燃焼量を記載すること。
	(2)	(3)	及びその年間予定期使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定期挿入量及び燃焼量を記載すること。
	(3)	(4)	法第四十三条の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分の方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。
	(4)	(5)	法第四十三条の三の五第二項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、次に掲げる事項を記載すること。
	(5)	(6)	法第四十三条の三の五第二項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項についても、同様に記載すること。
	(6)	(7)	法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するため必要な施設及び体制の整備に関する事項について
	(7)	(8)	は、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載すること。
	(8)	(9)	イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法
	(9)	(10)	ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項
	(10)	(11)	ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果
	(11)	(12)	五 法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するため必要な施設及び体制の整備に関する事項について
	(12)	(13)	は、次に掲げる事故の程度及び影響の評価を行ったために設定した条件及びその評価の結果
	(13)	(14)	六 法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するため必要な施設及び体制の整備に関する事項について
	(14)	(15)	は、次に掲げる事故の程度及び影響の評価を行ったために設定した条件及びその評価の結果
	(15)	(16)	七 法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するため必要な施設及び体制の整備に関する事項について
	(16)	(17)	は、次に掲げる事故の程度及び影響の評価を行ったために設定した条件及びその評価の結果
	(17)	(18)	八 法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するため必要な施設及び体制の整備に関する事項について
	(18)	(19)	は、次に掲げる事故の程度及び影響の評価を行ったために設定した条件及びその評価の結果
	(19)	(20)	九 法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するため必要な施設及び体制の整備に関する事項について
	(20)	(21)	は、次に掲げる事故の程度及び影響の評価を行ったために設定した条件及びその評価の結果
	(21)	(22)	一〇 設計基準事故（設置許可基準規則第二条第二項第四号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行ったために設定した条件及びその評価の結果
	(22)	(23)	一一 重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）事故に対処するために必要な施設及び体

制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行ふために設定した条件及びその評価の結果

八 法第四十三条の三の五第二項第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。  
核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下「令」という。）第二十条の二第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一 発電用原子炉の使用の目的に関する説明書

二 発電用原子炉の熱出力に関する説明書

三 工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類

四 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

五 発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書

六 発電用原子炉施設を設置しようとする場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

七 発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書

八 発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書

九 発電用原子炉又はその主要な附属施設を設置しようとする地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

十 発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

十二 法人について、定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

十三 法第四十三条の三の五第一項の許可を受けようとする者（法人について、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

十四 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

十五 法第四十三条の三の五第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十三条の三の七第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。（重大事故）

第四条 法第四十三条の三の六第一項第三号の原子力規制委員会規則で定める重大な事故は、次に掲げるものとする。

一 炉心の著しい損傷

二 核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷  
(法第四十三条の三の七第三号の原子力規制委員会規則で定める者)

三 令第二十条の三第三号の変更の内容については、法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合には連続最大熱出力を記載し、同項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合には第三条第一項第二号に掲げる区

（変更の許可の申請）

第五条 令第二十条の三の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 令第二十条の三第三号の変更の内容については、法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合には連続最大熱出力を記載し、同項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合には第三条第一項第二号に掲げる

載し、同項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあつては第三条第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十号の發電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するため必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合には第三条第一項第七号に掲げる事項の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合には第三条第一項第八号に規定する事項を記載すること。

二 令第二十条の三第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。  
法第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで又は第九号から第十一号までに掲げる事項の変更に係る令第二十条の三の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後における発電用原子炉の使用の目的に関する説明書  
二 変更後における発電用原子炉の熱出力に関する説明書

三 変更に要する資金の額及び調達計画を記載した書類

四 変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

五 変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書

六 変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

七 変更に係る発電用原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

八 変更後に係る発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書

九 変更後に係る発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書

十 変更後に係る発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するため必要な施設及び体制の整備に関する説明書

十一 変更後に係る発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

十二 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

十三 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

（届出を要する発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更）

第六条 法第四十三条の三の八第四項の原子力規制委員会規則で定める変更是、次に掲げる変更であつて、法第四十三条の三の五第二項第九号又は第十号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。  
一 第三条第一項二号ニ(2)の核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵設備の構造の変更であつて、同一の工場又は事業所内に存する二以上の発電用原子炉施設において使用済燃料貯蔵設備の全部又は一部を共用するもの（当該使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する使用済燃料の種類の変更を伴うものを除く。）  
二 第三条第一項第二号ト(1)の気体廃棄物の廃棄施設、同号ト(2)の液体廃棄物の廃棄施設、同号ト(3)の固体廃棄物の廃棄設備の構造の変更のうち、同一の工場又は事業所内に存する発電用原子炉施設において気体廃棄物の廃棄施設、液体廃棄物の廃棄設備又は固体廃棄物の廃棄設備の全部又は一部を共用するものの（当該廃棄設備に貯蔵する使用済燃料の種類の変更を伴うものを除く。）  
三 第三条第一項第二号ト(3)の固体廃棄物の廃棄設備の構造の変更のうち、同一の工場又は事業所内に存する発電用原子炉施設において固体廃棄物の廃棄設備の増設を伴うものを除く。）  
四 第三条第一項第二号ヌ(2)の非常用電源設備の構造の変更のうち、法第四十三条の三の五第一項又は法第四十三条の三の八第一項の許可を受けた構造と同一の構造の非常用ディーゼル発電機の台数又は蓄電池の数を増加するもの（当該非常用ディーゼル発電機又は蓄電池に接続する設備の変更を伴うものを除く。）

(発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更の届出)  
**第七条** 発電用原子炉設置者は、法第四十三条の三の八第四項の規定による届出をしようとするときは、次の事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 変更の内容

四 工事計画

五 前項の届出書の記載については、次の各号によるものとする。

一 前項第三号の変更の内容については、第三条第一項第二号に掲げる区分によつて記載する」と。

二 前項第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。

三 第一項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後における発電用原子炉の使用の目的に関する説明書

二 変更後における発電用原子炉の熱出力に関する説明書

三 変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類

四 変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

五 変更に係る発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書

六 変更に係る発電用原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

七 変更に係る発電用原子炉又はその主要な附属施設の設置の地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

八 変更後における発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書

九 変更後における発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書

十 変更後に係る発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

十一 第一項の届出書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(設計及び工事の計画の認可を要しない工事等)

**第八条** 法第四十三条の三の九第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる工事  
 二 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域(以下「急傾斜地崩壊危険区域」という。)内において行う同法第七条第一項各号に掲げる行為(当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際既に着手しているもの及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令(昭和四十四年政令第二百六号)第二条第一号から第八号までに掲げるものを除く。)に係る工事(前号に掲げるものを除く。以下「制限工事」という。)

法第四十三条の三の九第二項ただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の中欄若しくは下欄に掲げる変更の工事若しくは急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更を伴う変更以外の変更とする。

法第四十三条の三の九第六項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次条第一項第一号の工事計画に記載された事項の変更を伴う場合以外の場合とする。

(設計及び工事の計画の認可等の申請)

**第九条** 法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 工事計画

三 工事工程表

四 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

五 変更の工事又は設計及び工事の計画の変更の場合にあっては、変更の理由

前項第二号の工事計画には、申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その申請が変更の工事又は設計及び工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

一 第一項の申請書には、当該申請に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが法第四十三条の三の五第一項若しくは第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところ又は同条第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものであることを説明した書類を添付しなければならない。

二 設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可を申請することができないときは、分割して認可を申請することができる。この場合において、申請書に当該申請に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に申請することができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

三 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(設計及び工事の計画に係る軽微な変更の届出)

一 第一項の申請書に係る軽微な変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 法第四十三条の三の九第一項又は第二項の認可年月日及び認可番号

四 変更の内容

五 変更の理由

一 第一項の届出書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(設計及び工事の計画の届出をする工事等)

一 第十二条 法第四十三条の三の十第一項の原子力規制委員会規則で定める工事は、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げるもの(発電用原子炉施設の一部が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするものを除く。)とする。

二 法第四十三条の三の十第一項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、別表第一の下欄に掲げる変更の工事を伴う変更又は設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更を伴う変更以外の変更とする。

(設計及び工事の計画の届出)

一 第十二条 法第四十三条の三の十第一項の規定による設計及び工事の計画の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 工事計画

四 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム

五 変更の工事又は設計及び工事の計画の変更の場合にあっては、変更の理由

前項第二号の工事計画には、届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その届出

が変更の工事又は設計及び工事の計画の変更に係るものであるときは、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

## 3

第一項の届出書には、当該届出に係る発電用原子炉施設の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該届出に係る設計及び工事に係る品質マネジメントシステムが法第四十三条の三の五第一項若しくは第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところ又は同表第三項若しくは第四項前段の規定により届け出たところによるものであることを説明し、書類を添付しなければならない。

## 4

設計及び工事の計画の全部につき一時に法第四十三条の三十第一項の規定による届出をすることができないときは、分割して届出をすることができる。この場合において、届出書に当該届出に係る部分以外の設計及び工事の計画の概要並びに設計及び工事の計画の全部につき一時に届出をすることができない理由を記載した書類を添付しなければならない。

## 5

第一項の届出書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(申請書又は届出書の記載事項の一部の省略)

**第十三条** 法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十条の三の十第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に記載すべき事項のうち、原子力規制委員会がその認可の申請又は届出に係る発電用原子炉施設の型式、設計等から見て記載することを要しない旨の指示をしたものについては、第九条第一項又は前条第一項の規定にかかわらず、記載することを要しない。

(添付書類の省略)

**第十四条** 法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可を受けようとする場合又は法第四十条の三の十第一項の規定による届出をしようとする場合において、その申請書又は届出書に添付すべき書類のうち、原子力規制委員会がその認可の申請又は届出に係る発電用原子炉施設の型式、設計等から見て申請書又は届出書に添付することを要しない旨の指示をしたものについては、第九条第三項又は第十二条第三項の規定にかかわらず、添付することを要しない。

(使用前事業者検査の実施)

**第十四条の二** 使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

## 1 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法

## 2 機能及び性能を確認するために十分な方法

## 3 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従つて行われたものであることを確認するためには十分な方法

## 4 使用前事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(使用前事業者検査の記録)

**第十四条の三** 使用前事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

## 1 検査年月日

## 2 検査の対象

## 3 検査の方法

## 4 検査の結果

## 5 検査を行った者の氏名

## 6 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

## 7 検査の実施に係る組織

## 8 検査の実施に係る工程管理

## 9 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

## 10 検査記録の管理に関する事項

## 11 検査に係る教育訓練に関する事項

## 12 使用前事業者検査の結果の記録は、当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間保存するものとする。

(密接に係る使用前事業者検査を行つた旨の表示)

## 第十四条の四

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第六号)以下「技術基準規則」という。(第二条第二項第二十八号、第三十二号から第三十五号まで、第三十七号若しくは第三十八号、第三十一号又は第四十八条第一項に規定する原子炉格納容器、クラス1管、クラス2管、クラス3管、クラス1容器、クラス2容器、クラス3管、クラス4管、重大事故等クラス1管、重大事故等クラス2管、重大事故等クラス2容器、重大事故等クラス2管、蒸気タービン又は補助ボイラー(以下この条において「容器等」という))であつて、技術基準規則第十七条第十五号(技術基準規則第三十一条及び第四十八条第一項において準用する場合を含む)又は第五十五条第七号に規定する主要な耐圧部の溶接部を有するものを設置する発電用原子炉設置者は、当該容器等に係る使用前事業者検査を終了したときは、当該容器等に使用前事業者検査を行つたことを示す記号その他表示を付するものとする。

(使用前確認の申請)

**第十五条** 法第四十三条の三の十一第三項の確認(以下「使用前確認」という)を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 申請に係る発電用原子炉施設の概要

四 法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可年月日及び認可番号又は法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をした年月日

五 使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所

六 申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定期

七 原子炉本体に係る工事の場合であつて原子炉本体を試験のために使用するとき又は発電用原

子炉施設の一部が完成した場合であつてその完成した部分を使用しなければならない特別の理

由があるときには、その使用の期間及び方法

八 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

九 前号の工程における放射線管理(改造又は修理の工事に関するものに限る。)

一 工事の工程

二 第八十二条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

三 第八十二条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器

四 前項第七号の特別の理由があるときには、その理由を記載した書類

五 第二項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速

やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

六 第二項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。

(使用前確認を要しない場合)

**第十七条** 法第四十三条の三の十一第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

一 原子炉本体を試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

二 前号に規定する発電用原子炉施設以外の発電用原子炉施設を試験のために使用する場合

三 発電用原子炉施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならぬ特別の理由がある場合(前二号に掲げる場合を除く)において、その使用の期間及び方

法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

四 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

<p>五 制限工事の場合</p> <p>六 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事であつて、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げるものに該当しないものの場合</p> <p><b>第十八条から第二十条まで 削除</b></p> <p>(使用前確認証)</p> <p><b>第二十一条</b> 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第十五条の規定による申請に係る発電用原子炉施設が法第四十三条の二十一号の性能維持施設が存在する場合とし、その場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。</p> <p>(廃止措置中の発電用原子炉施設の維持)</p> <p><b>第二十三条から第五十四条まで 削除</b></p> <p>(定期事業者検査の実施時期)</p> <p><b>第五十五条</b> 定期事業者検査は、次の表の上欄に掲げる発電用原子炉施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げる時期ごとに行うものとする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事の後の初回の定期事業者検査については、その運転が開始された日以降十三月を超えない時期に行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">発電用原子炉施設の区分</th> <th style="text-align: left;">定期事業者検査を実施すべき時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 判定期間が十八月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの (次号及び第三号に掲げるものを除く。)</td> <td>定期事業者検査が終了した日以降十三月を超えない時期</td> </tr> <tr> <td>二 判定期間が十八月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの (次号に掲げるものを除く。)</td> <td>定期事業者検査が終了した日以降十八月を超えない時期</td> </tr> <tr> <td>三 判定期間が二十四月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの</td> <td>直近の定期事業者検査が終了した日以降二十四月を超えない時期</td> </tr> <tr> <td>2 前項の表の上欄の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設 (当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。) が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準 (以下この項、次条第二項、第八十一条第一項第一号及び第九十九条の六第一号において「技術基準」という。) に適合している状態を維持することが確認された場合には、当該期間 (機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間) とす</td> <td>直近の定期事業者検査が終了した日以降二十四月を超えない時期</td> </tr> <tr> <td>二 定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの</td> <td>定期事業者検査を行なうべき時期</td> </tr> <tr> <td>三 次のいずれかに掲げるもの</td> <td>定期事業者検査を行なうべき時期</td> </tr> <tr> <td>イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて発電用原子炉施設の使用時において技術基準に適合するよう補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの</td> <td>定期事業者検査を行なうべき時期</td> </tr> <tr> <td>ロ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより発電用原子炉施設の保安の確保に支障を來さないもの</td> <td>定期事業者検査を行なうべき時期</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 発電用原子炉施設についての次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査であつて、当該定期事業者検査を行うことにより発電用原子炉の運転時 (法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合にあつては、発電用原子炉施設の使用時) における発電用原子炉</p>	発電用原子炉施設の区分	定期事業者検査を実施すべき時期	一 判定期間が十八月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの (次号及び第三号に掲げるものを除く。)	定期事業者検査が終了した日以降十三月を超えない時期	二 判定期間が十八月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの (次号に掲げるものを除く。)	定期事業者検査が終了した日以降十八月を超えない時期	三 判定期間が二十四月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの	直近の定期事業者検査が終了した日以降二十四月を超えない時期	2 前項の表の上欄の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設 (当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。) が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準 (以下この項、次条第二項、第八十一条第一項第一号及び第九十九条の六第一号において「技術基準」という。) に適合している状態を維持することが確認された場合には、当該期間 (機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間) とす	直近の定期事業者検査が終了した日以降二十四月を超えない時期	二 定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの	定期事業者検査を行なうべき時期	三 次のいずれかに掲げるもの	定期事業者検査を行なうべき時期	イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて発電用原子炉施設の使用時において技術基準に適合するよう補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの	定期事業者検査を行なうべき時期	ロ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより発電用原子炉施設の保安の確保に支障を來さないもの	定期事業者検査を行なうべき時期
発電用原子炉施設の区分	定期事業者検査を実施すべき時期																	
一 判定期間が十八月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの (次号及び第三号に掲げるものを除く。)	定期事業者検査が終了した日以降十三月を超えない時期																	
二 判定期間が十八月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの (次号に掲げるものを除く。)	定期事業者検査が終了した日以降十八月を超えない時期																	
三 判定期間が二十四月以上であるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの	直近の定期事業者検査が終了した日以降二十四月を超えない時期																	
2 前項の表の上欄の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設 (当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。) が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準 (以下この項、次条第二項、第八十一条第一項第一号及び第九十九条の六第一号において「技術基準」という。) に適合している状態を維持することが確認された場合には、当該期間 (機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間) とす	直近の定期事業者検査が終了した日以降二十四月を超えない時期																	
二 定期事業者検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの	定期事業者検査を行なうべき時期																	
三 次のいずれかに掲げるもの	定期事業者検査を行なうべき時期																	
イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されているものその他機械又は器具であつて発電用原子炉施設の使用時において技術基準に適合するよう補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの	定期事業者検査を行なうべき時期																	
ロ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより発電用原子炉施設の保安の確保に支障を來さないもの	定期事業者検査を行なうべき時期																	

<p>四 檢査の結果</p> <p><b>第五十七条</b> 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一 檢査年月日</p> <p>二 檢査の対象</p> <p>三 檢査の方法</p> <p>四 檢査の結果</p> <p>(定期事業者検査の記録)</p>	<p>施設の保安の確保に支障を來さないものにあつては、第一項の規定にかかわらず、同項の表の下欄に掲げる時期よりも前の時期に行なうことができる。</p> <p>4 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行なうべき時期を定めて承認したとき。</p> <p>一 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行なう必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行なうべき時期を定めて承認したとき。</p> <p>二 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行なうことが著しく困難であると認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行なうべき時期を定めて承認したとき。</p> <p>5 前各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地</p> <p>三 檢査を行うべき発電用原子炉施設の種類及び施設番号 (発電用原子炉施設に付されている発電用原子炉の識別のための番号をいう。第五十七条の三第二項第三号において同じ。)</p> <p>四 直近の定期事業者検査が終了した年月日</p> <p>五 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由</p> <p>六 前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の承認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。</p> <p>7 第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。</p> <p>(定期事業者検査の実施)</p> <p><b>第五十六条</b> 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>三 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該発電用原子炉施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行なうものとする。</p> <p>2 前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。</p> <p>一 発電用原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有意な劣化の一の有無及び有意な劣化がある場合にはその劣化の傾向</p> <p>二 発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績 (当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る。)</p> <p>三 第二項の一定の期間は、十三ヶ月以上としなければならない。</p> <p>第二項の一定の期間は、定期事業者検査を行なう日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときは同様とする。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合には、この限りでない。</p> <p>4 定期事業者検査を行うに当たつては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。</p> <p>5 4</p> <p>3</p> <p>2</p> <p>1</p>
--	--

- 五 檜査を行つた者の氏名  
六 檜査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容  
七 檜査の実施に係る組織  
八 檜査の実施に係る工程管理  
九 檜査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項  
十 檜査記録の管理に関する事項  
十一 檜査に係る教育訓練に関する事項  
二 定期事業者検査の結果の記録は、その発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。  
（廃止措置中において定期事業者検査を要する場合）  
**第五十七条の二** 法第四十三条の三の十六第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第一百五十五条の二第二十一号の性能維持施設が存在する場合とする。  
（定期事業者検査の報告）
- 第五十七条の三** 法第四十三条の三の十六第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、次に掲げるときとする。  
一 定期事業者検査（第五十五条第三項の規定を適用して行うものを除く。）を開始しようとするとき。  
二 原子炉を起動するために必要な検査を開始しようとするとき。  
三 法第四十三条の三の十六第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときには、定期事業者検査（第五十五条第三項の規定を適用して行うものを除く。）を開始しようとするとき。  
四 第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前までに、前項第一号に掲げるときにあつては遅滞なく、前項第一号に掲げるときにあつては検査開始予定日の一月前まで（第五十六条第三項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に、前項第一号に掲げるときにあつては遅滞なく、前項第一号に掲げるときにあつては検査開始予定日の三日前までに、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。  
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地  
三 檜査に係る発電用原子炉施設の種類及び施設番号
- 四 檜査の実績又は予定の概要  
三 第一項第一号に掲げるときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
- 一 定期事業者検査の計画  
二 発電用原子炉及び第八十一条第一項の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同項第三号の施設管理目標  
三 第八十一条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項  
イ 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日をいう。第八十一条第一項第四号イにおいて同じ。）及び期間  
ロ 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期  
ハ 発電用原子炉施設の点検（検査等（以下この号及び第八十一条第一項第四号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期）  
ニ 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
- 四 第五十六条第二項に規定する判定する方法に関する事項（一定の期間を含む。）  
五 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合にあつては、その変更の内容を説明する書類  
六 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があった場合にあつては、第五十六条第三項各号に掲げる事項について記載した書類）

評価事項	評価方法
一 技術基準規則	次に掲げるところにより当該発電用原子炉施設ごとに評価を実施する。
二 補修等の措置	第一定期事業者検査により確認した亀裂、孔その他の損傷（以下「亀裂等」といふ。）の発生原因を推定するとともに、亀裂等の形状及び大きさを特定すること。 二、前号で特定した亀裂等の形状及び大きさに基づき、所定の期間を設定して、その期間における亀裂等の進展を予測すること。 三、前号の予測どおりに亀裂等が進展したと仮定したとき、技術基準規則の規定に適合しなくなると見込まれる時期を求ること。
三 評価の対象	この表の第一号の下欄に掲げる評価方法により評価した結果、補修等の措置を講ずる必要があるときには、その時期、範囲及び方法が適切であること。
四 評価の方法	法第四十三条の三の十六第四項の評価の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。
五 評価の結果	一 評価年月日 二 評価の対象 三 評価の方法 四 評価の結果 五 評価を行つた者の氏名 六 評価の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 七 評価の実施に係る組織 八 評価の実施に係る工程管理 九 評価において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 十 評価記録の管理に関する事項 十一 評価に係る教育訓練に関する事項 十二 法第四十三条の三の十六第四項の評価の結果の記録は、評価された発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。 法第四十三条の三の十六第四項の評価の結果の記録は、第三項第一号から第六号までに掲げる事項について、その評価が実施された後、速やかに行うものとする。
六	（発電用原子炉施設の評価） 二 法第四十三条の三の十六第四項の規定により、次の表の上欄に掲げる事項に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により、評価を行う。
第七	5 第五十八条 法第四十三条の三の十六第四項の発電用原子炉施設は、技術基準規則第二条第二項第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第五十六条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。 6 第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

4 前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。  
5 第五十八条 法第四十三条の三の十六第四項の発電用原子炉施設は、技術基準規則第二条第二項第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第五十六条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。  
6 第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

4 前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。  
5 第五十八条 法第四十三条の三の十六第四項の発電用原子炉施設は、技術基準規則第二条第二項第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第五十六条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。  
6 第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

2

前項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。  
(運転計画)

**第六十四条** 法第四十三条の三の十七の規定による発電用原子炉の運転計画は、発電用原子炉ごとに、様式第一により作成するものとし、運転開始の予定の日の属する年度（毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）以後毎年度、当該年度の四月一日を始期とする

三年間の運転計画を当該年度の前年度の一月三十一日までに届け出るものとする。

2 当該年度の前年度の二月一日から当該年度の三月三十一日までに法第四十三条の三の五第一項の規定による発電用原子炉の設置の許可若しくは法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可を受け、又は同条第四項の規定による届出をして、その期間内に運転を開始する場合における運転計画は、前項の規定にかかわらず、当該許可を受けた後又は当該届出が受理された日から三十日（同条第五項の規定により短縮され、又は同条第七項の規定により延長された場合は、当該短縮され、又は延長された期間）を経過後速やかに届け出るものとする。

3 前二項の運転計画を変更したときは、その変更した運転計画を変更の日から三十日以内に、発電用原子炉ごとに、様式第一により作成し、届け出るものとする。

4 前三項の運転計画の提出部数は、正本一通とする。

（合併及び分割の認可の申請）

**第六十五条** 法第四十三条の三の十八第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあっては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 発電用原子炉の設置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を一体として継承する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四 合併又は分割の方法及び条件

五 合併又は分割の理由

六 合併又は分割の時期

七 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

一 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

二 合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割契約書）の写し

三 炉設置者でない場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

四 前号に規定する法人が現に行っている事業の概要に関する説明書

五 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物を一体として承継する法人の定款並びに核燃料物質を誓約する書面

六 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

七 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

（記録）  
**第六十七条** 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならぬ。

法第四十三条の三の三十九第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合を除く。）

記録事項

一 発電用原子炉施設の施設管理（第八十一条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録

するもの。以下この表において同じ。）に係る記録

使用前確認の結果

況及びその担当者の氏名

ハ 第八十一条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理実施状況及びその評価の担当者の氏名

イ 第八十一条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理実施状況及びその評価の担当者の氏名

記録すべき場合	保存期間
同一事項に関する記録	次の確認の時まで

の期間

の確認の時まで





2	前項に規定する記録事項について直接測定することが困難な場合においては、当該事項を推定することができる記録をもつてその事項の記録に代えることができる。
3	第一項の表第五号イの線量当量率、同号ハの線量当量並びに同号ニ及びホの線量は、それぞれ原子力規制委員会の定めるところにより記録するものとする。
4	第一項の表第五号ニ及びヘへの線量を記録する場合には、放射線による被ばくのうち放射性物質によって汚染された空気を呼吸することによる被ばくに係る記録については、その被ばくの状況及び測定の方法を併せて記載しなければならない。
5	第一項の表第五号ニからトまでの記録の保存期間は、その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなりた場合又はその記録を保存している期間が五年を超えた場合には、放射線による被ばくのうち放射性物質者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間とする。
6	発電用原子炉設置者は、第一項の表第五号ニからトまでの記録に係る放射線業務従事者に、その記録の写しをその者が当該業務を離れる時に交付しなければならない。
7	第一項の表第五号リ及びヌ、第六号、第九号並びに第十二号の記録の保存期間は、法第四十三条规定の三十四第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

2	（電磁的方法による保存）
3	第六十八条 法第四十三条の三の二十一に規定する記録は、前条第一項の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて、電磁的方法により記録することにより作成し、保存することができる。
2	前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして、前条第一項の表の下欄に掲げる期間保存しておかなければならぬ。
3	第一項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。
	（品質マネジメントシステム）
	第六十九条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、法第四十三条の五第一項又は第四十三条の八第一項の許可を受けたところにより、品質マネジメントシステムに基づき保安活動（第七十八条から第九十条までに規定する措置を含む）の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメントシステムの改善を継続して行わなければならない。
	第七十条から第七十七条まで 削除
	（管理区域への立入制限等）
	第七十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、管理区域及び周辺監視区域を定め、これらの区域においてそれぞれ次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
	一 管理区域については、次の措置を講ずること。
	イ 壁、柵等の区画物によつて区画するほか、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入制限、鍵の管理等の措置を講ずること。
	ロ 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。
	二 管理区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度がハの表面密度限度の十分の一を超えないようにすること。
	（発電用原子炉施設の施設管理）
	第八十一条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
	一 発電用原子炉施設が法第四十三条の三の五第一項又は第四十三条の三の八第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条及び第百十三条第二項第三号において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。
	二 前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十四第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第百十五条の二第二十一条の性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。
	三 第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従つて達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあつては、発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この項において「施設管理目標」という。）を定めること。
	四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この項において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従つて施設管理を実施すること。

イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ 発電用原子炉施設の設計及び工事に関すること。

ハ 発電用原子炉施設の巡回（発電用原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

二 発電用原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（発電用原子炉の運転中及び運転停止中の区別を含む（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けたものを除く。））に関すること。

ホ 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ヘ 発電用原子炉施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関するこ

トへの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（品質管理基準規則第二条第二項第七号に規定する未然防止処置を含む。）に関すること。

チ 発電用原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。

五 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項から第三項までに規定する措置を除く。）。

イ 施設管理方針及び施設管理目標にあっては、一定期間

ロ 施設管理実施計画にあっては、前号イに規定する期間

七 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他発電用原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該発電用原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講ずること。

六 前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画に反映すること。

七 発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに、安全上重要な機器等並びに前項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉施設者は、運転を開始した日以後四十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたもの（当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合に限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後五十年を経過する日までに安全上重要な機器等並びに第一項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

4 発電用原子炉施設者は、第九十二条第一項第八号ニの発電用原子炉の運転期間を変更する場合その他前三項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前三項の施設管理に関する方針（第九十二条第一項第十八号及び第二項第二号において「長期施設管理方針」という。）を変更しなければならない。

5 前各項の規定は法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については適用しない。

（設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置）

第六条 法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉施設者は、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に関する計画を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における火災

（3） 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

（1） 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。

（2） 消防士への通報に関すること。

ロ 火山現象による影響

十 原子核分裂生成物の原子炉冷却材中への放散を防止する機能を有する機器及び構造物

十一 原子炉冷却材を浄化する機能を有する機器及び構造物

十二 原子炉圧力の上昇を緩和する機能を有する機器及び構造物

十三 出力の上昇を抑制する機能を有する機器及び構造物

十四 原子炉冷却材を補給する機能を有する機器及び構造物

十五 緊急時対策を行う上で重要な機器及び構造物並びに異常状態を把握するための機能を有す

る機器及び構造物

十六 設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物（以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。）

二 法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉施設者は、運転を開始した日以後三十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたものに限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに、安全上重要な機器等並びに前項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉施設者は、運転を開始した日以後四十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたもの（当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合に限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後五十年を経過する日までに安全上重要な機器等並びに第一項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

4 発電用原子炉施設者は、第九十二条第一項第八号ニの発電用原子炉の運転期間を変更する場合その他前三項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前三項の施設管理に関する方針（第九十二条第一項第十八号及び第二項第二号において「長期施設管理方針」という。）を変更しなければならない。

5 前各項の規定は法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については適用しない。

2

七 発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、安全上重要な機器等並びに前項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉施設者は、運転を開始した日以後四十年を経過した発電用原子炉（法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けたもの（当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合に限る。）に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後五十年を経過する日までに安全上重要な機器等並びに第一項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、法第四十三条の三の三十二第二項の規定による認可を受けた延長する期間が満了する日までの期間において実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。

4 発電用原子炉施設者は、第九十二条第一項第八号ニの発電用原子炉の運転期間を変更する場合その他前三項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、前三項の施設管理に関する方針（第九十二条第一項第十八号及び第二項第二号において「長期施設管理方針」という。）を変更しなければならない。

5 前各項の規定は法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については適用しない。

（設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置）

第六条 法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉施設者は、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に関する計画を定めるとともに、当該計画の実行に必要な要員を配置し、当該計画に従つて必要な活動を行わせること。

イ 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における火災

（3） 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

（1） 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。

（2） 消防士への通報に関すること。

ロ 火山現象による影響

九 発電用原子炉施設の運転を補助する機能を有する機器及び構造物

五 原子炉冷却材を循環させる機能を有する機器及び構造物

六 放射性物質を貯蔵する機能を有する機器及び構造物

七 電源を供給する機能を有する機器及び構造物であつて、安全上重要な機器等でないもの

八 発電用原子炉施設を計測・制御する機能を有する機器及び構造物（第一号に掲げるものを除く。）

九 発電用原子炉施設の運転を補助する機能を有する機器及び構造物

- (1) 火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下この号において「火山影響等発生時」という。）における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。
- (2) (1)に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。
- (3) (2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
- 八 重大事故等
- (1) 炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
- 原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。
- 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
- (2) 原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
- 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。
- 大規模損壊
- (1) 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。
- 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。
- (2) 原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。
- 放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。
- 二 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に（重大事故等又は大規模損壊の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、それぞれ毎年一回以上定期に）実施すること。
- 三 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。
- （発電用原子炉の運転）
- 第五号から第八条まで 刪除
- 第八十七条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる発電用原子炉の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。
- 一 発電用原子炉の運転に必要な知識を有する者に運転を行わせること。
- 二 発電用原子炉の運転に必要な構成人員がそろつているときでなければ運転を行わせないこと。
- 三 前号の構成人員のうち運転責任者は、発電用原子炉の運転に必要な知識、技能及び経験を有している者であつて、かつ、原子力規制委員会が告示で定める基準に適合したものの中から選任すること。
- 四 前号の基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等が当該判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉の運転の保安上十分であることについて、あらかじめ原力規制委員会の確認を受けること。

五 第三号に定めるもののほか、運転責任者に關し必要な事項は、原子力規制委員会が告示で定める。

六 発電用原子炉の通常運転（設置許可基準規則第一条第二項第二号に規定する通常運転をいう。以下この号及び別表第二において同じ。）を行うために必要な次の事項を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

イ 発電用原子炉の通常運転に係る操作に關し、その操作に先立つて確認すべき事項（炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために必要な事項を含む。）、その操作に必要な事項及びその操作の後に確認すべき事項。

ロ 運転員その他の従業者が発電用原子炉施設の状態に応じて定期的に又は必要に応じて確認すべき事項（運転上の制限（保安規定で定める発電用原子炉施設の運転に関する条件であつて、当該条件を逸脱した場合に発電用原子炉設置者が講ずべき措置が保安規定で定められているもの）を含む。以下この号及び第百三十四条において同じ。）を逸脱していないことを確認するためのものを含む。）並びにその確認の方法及び実施頻度又は時期に關する事項。

ハ 警報の発報、運転上の制限の逸脱その他の異状があつた場合に運転員その他の従業者が講ずべき措置（第八号の処置を除く。）に關する事項。

七 緊急遮断が起つた場合には、遮断の起つた原因及び損傷の有無について点検し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転を行わせること。

八 非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員その他の従業者に守らせること。

九 運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第一百三十四条第五号に掲げるときを除く。

十 試験運転を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。

十一 発電用原子炉の運転の訓練のために運転を行ふ場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、運転員の監督の下にこれを守らせること。

（工場又は事業所において行われる運搬）

第八十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下この項において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。

一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。）であつて、放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の原子力規制委員会の定める放射線障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ 核燃料物質によつて汚染された物であつて、大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ 容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等が生じるおそれがないものであること。

核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」と

- いう。)の表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七十条第一号ハの表面密度限度の十分の一を超えないようすること。
- 五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。
- 六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定める危険物と混載しないこと。
- 七 運搬経路においては、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。
- 八 車両に積載して運搬する場合は、徐行するとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。
- 九 核燃料物質等の取扱いに関する知識及び経験を有する者を行なわせ、保安のため必要な監督を行なわせること。
- 十 運搬物(コンテナ(運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せず運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。)に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ)及びこれを運搬する車両の適当箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。
- 2 前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、原子力規制委員会の承認を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面における線量当量率が原子力規制委員会の定める線量当量率を超えるときは、この限りでない。
- 3 第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行われる運搬については、適用しない。
- 4 第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「外運搬規則」という。)第三条から第十七条の二まで及び核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。
- (貯蔵)
- 第八十九条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉設置を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。
- 一 核燃料物質の貯蔵は、貯蔵施設において行うこと。
- 二 貯蔵施設の目につきやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。
- 三 核燃料物質の貯蔵に従事する者以外の者が貯蔵施設に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の指示に従わせること。
- 四 使用済燃料は、冷却について必要な措置を講ずること。
- 五 核燃料物質の貯蔵は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。
- 2 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉設置を設置した工場又は事業所の外において行われる使用済燃料の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 使用済燃料使用者に使用済燃料の貯蔵を委託すること。
- 二 貯蔵しようとする使用済燃料を選定するに際し、当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者から提出された法第四十三条の四第一項の許可に係る申請書に記載された使用済燃料の種類に従い選定すること。

- 三 前号の規定により選定した使用済燃料について、貯蔵の終了まで密封し、かつ、健全性を維持するよう容器(当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者が当該使用済燃料の貯蔵の終了まで密封したまま貯蔵するための構造を有する容器であつて、溶接により密封する構造のもの以外のものに限る。)に封入すること。
- 四 当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者に対する貯蔵の終了後において、確実に使用済燃料を受け入れること。
- 五 当該使用済燃料の貯蔵を委託された使用済燃料貯蔵事業者による貯蔵の終了後において、確実に使用済燃料を受け入れること。
- (工場又は事業所において行われる廃棄)
- 第九十条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる放射性廃棄物の廃棄に関して、次の各号に掲げる措置を講じ、廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。
- 一 放射性廃棄物の廃棄は、廃棄及び廃棄に係る放射線防護について必要な知識を有する者の監督の下に行なわせるとともに、廃棄に当たっては、当該廃棄に従事する者に作業衣等を着用させること。
- 二 放射性廃棄物の廃棄に従事する者以外の者が廃棄施設に立ち入る場合には、その廃棄に従事する者の指示に従わせること。
- 三 気体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
- イ 排気施設によつて排出すること。
- ロ 放射線障害防止の効果を持つた廃氣槽に保管廃棄すること。
- 四 前号イの方法により廃棄する場合は、排気施設において、ろ過、放射能の時間による減衰、多量の空気による希釈等の方法によつて排気中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排気口又は排気監視設備において排気中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように行なうこと。
- 五 第三号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。
- 六 液体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
- イ 排水施設によつて排出すること。
- ロ 放射線障害防止の効果を持つた廃液槽に保管廃棄すること。
- 七 前号イの方法により廃棄する場合は、排水施設において、ろ過、蒸発、イオン交換樹脂法等による吸着、放射能の時間による減衰、多量の水による希釈等の方法によつて排水中の放射性物質の濃度をできるだけ低下させること。この場合、排水口又は排水監視設備において排水中の放射性物質の濃度を監視することにより、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないよう行なうこと。
- 八 第六号ロの方法により廃棄する場合において、当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれがあるときは、冷却について必要な措置を講ずること。
- 九 第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器に封入して行なうときは、当該容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- イ 水が浸透しにくく、腐食に耐え、かつ、放射性廃棄物が漏れにくい構造であること。
- ロ 亀裂又は破損が生じるおそれがないものであること。
- ハ 容器の蓋が容易に外れないものであること。

十	第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器と一体化的に固型化して行うときは、固型化した放射性廃棄物と一体化した容器が放射性廃棄物の飛散又は漏れを防止できること。
十一	第六号ハの方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を放射線障害防止の効果を持つた保管廃棄施設に保管廃棄するときは、次によること。
イ	放射性廃棄物を容器に封入して保管廃棄する場合は、封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる材料で当該容器を包むこと、封入された放射性廃棄物の全部を吸収できる受皿を設けること等当該容器に亀裂又は破損が生じた場合の汚染の広がりの防止について必要な措置を講ずること。
ロ	当該保管廃棄された放射性廃棄物の崩壊熱等により著しい過熱が生じるおそれのある場合は、冷却について必要な措置を講ずること。
ハ	放射性廃棄物を封入し、又は固型化した放射性廃棄物と一体化した容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、当該放射性廃棄物に関して第六十七条の規定に基づき記録された内容と照合ができるよう整理番号を表示すること。
二	当該保管廃棄施設には、その目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示すること。
十二	固体状の放射性廃棄物は、次に掲げるいずれかの方法により廃棄すること。
イ	放射線障害防止の効果を持った焼却設備において焼却すること。
ロ	容器に封入し、又は容器と一体的に固型化して放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。
ハ	口の方法により廃棄することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物については、放射線障害防止の効果を持った保管廃棄施設に保管廃棄すること。
十三	前号ロに規定する方法により廃棄する場合において、放射性廃棄物を容器と一体化に固定されることは、第九号及び第一号（イを除く。）に規定する例によること。
十四	第十二号ロに規定する方法により廃棄する場合において放射性廃棄物を容器と一体化に固定化して行うときは、第十号及び第一号（イを除く。）に規定する例によること。
十五	第十二号ハに規定する方法により廃棄する場合には、第十一号ロ及びニに規定する例によること。

次 定 項	措 置	次 項

四	照射されていない次に掲げる物質
イ	プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三五の量が五百グラムを超えて二キログラム未満のもの
ロ	ウラン一二三五のウラン一二三五及びウラン一二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三五の量が一キログラムを超えて五キログラム未満のもの
ハ	ウラン一二三五のウラン一二三五及びウラン一二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三五の量が十キログラム以上のもの
ニ	ウラン一二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三三の量が五百グラムを超えて二キログラム未満のもの
五	照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号に掲げるものを除く。）
六	令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（第十一号に掲げるものを除く。）
七	照射された第四号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるもの（第十号に掲げるものを除く。）
八	照射されていない次に掲げる物質
イ	プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三五のウラン一二三五及びウラン一二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三五の量が十五グラムを超えて一キログラム以下のもの
ロ	ウラン一二三五のウラン一二三五及びウラン一二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三五の量が一キログラムを超えて十キログラム未満のもの
ハ	ウラン一二三五のウラン一二三五及びウラン一二三八に対する比率が天然の比率を超える百分の二に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三五の量が十キログラム以上のもの
ホ	ウラン一二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン一二三三の量が十五グラムを超えて五百グラム以下のもの
九	照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であつて照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの及び次号に掲げるものを除く。）
十	照射された第一号、第四号又は第八号に掲げる物質（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化した物（次号において「ガラス固化体」という。）に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）
十一	令第三条第三号に規定する特定核燃料物質（ガラス固化体に含まれるものであつて、その表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものに限る。）
二	前項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置は、次に掲げるとおりとする。
一	特定核燃料物質の防護のための区域（以下「防護区域」という。）を定め、当該防護区域に鉄筋コンクリート造りの障壁その他の堅固な構造の障壁によって区画し、及び適切かつ十分な監視を行うことができる装置を当該防護区域内に設置すること。
二	防護区域の周辺に、防護区域における特定核燃料物質の防護をより確実に行うための区域（以下「周辺防護区域」という。）を定め、当該周辺防護区域を人が容易に侵入することを防止

できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

三 周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入り制限区域」という。）を定め、当該立入り制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁によつて区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警報するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四 見張人に、人の侵入を監視するための装置（以下「監視装置」という。）の有無並びに防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該防護区域、周辺防護区域及び立入り制限区域を巡回させること。

五 防護区域、周辺防護区域及び立入り制限区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 業務上防護区域、周辺防護区域又は立入り制限区域に常時立ち入ろうとする者については、

ロ 当該防護区域、周辺防護区域又は立入り制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この項において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に、当該証明書等を所持させること。

ハ 防護区域、周辺防護区域又は立入り制限区域に立ち入ろうとする者（イに掲げる証明書等を所持する者（以下「常時立入り者」という。）を除く。）については、その身分及び当該防護区域、周辺防護区域又は立入り制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、当該常時立入り者に特定核燃料物質の防護のため必要な監督を行わせること。

ハ 防護区域又は安全保護装置周辺区域（技術基準規則第二条第二項第九号ハに規定する安全保護装置が防護区域の外に設置されている場合における当該装置の周辺の区域をいう。以下この項において同じ。）に、ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入り者に特定核燃料物質の防護のため必要な監督を行わせること。

六 業務用の車両以外の車両の防護区域、周辺防護区域及び立入り制限区域への立入りを禁止すること。ただし、防護区域、周辺防護区域又は立入り制限区域に立ち入ることが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

七 防護区域内、周辺防護区域内及び立入り制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場を設置し、防護区域内、周辺防護区域内又は立入り制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車させること。ただし、当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

八 防護区域、周辺防護区域及び立入り制限区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。ただし、イ又はロに掲げる点検については、これと同等以上の特定核燃料物質の防護のための措置を講ずる場合は、当該点検を省略することができる。  
イ 特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置（以下「防護設備等」という。）に対する破壊行為の用に供され得る物品（持込みの必要性が認められるものを除く。）の持込み及び特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるものを除く。）の持出しが行われないよう点検を行うこと。

ハ 見張人に出入口においては、第五号イ及びロに掲げる者が持ち込み又は持ち出そうとする物品について、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、イの点検のほか金属を検知することができる装置及び特定核燃料物質を検知することができる装置を用いて点検を行うこと。

ハ 見張人に出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示ができる装置を設置した場合は、この限りでない。  
九 特定核燃料物質の管理については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。

ロ 見張人に、監視装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させること。ただし、鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設（以下この号及び第十二号において「施設」という。）であつて次に掲げる措置を講じたものの中に置かれている特定核燃料物質については、この限りでない。

（1）施設の出入口に施錠するとともに、人の侵入を検知して表示することができる装置を設置すること。

（2）施設に立ち入ることが特に必要な者として当該施設に立ち入ることを認めた者以外の者の当該施設への立入りを禁止すること。

（3）見張人に、監視装置の有無並びに施設における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により施設の周辺を巡回させること。

ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告させること。

二 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その日の作業の終了後に、その取扱いに係る特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行わせ、当該点検において、当該特定核燃料物質又は設備若しくは装置について異常が認められた場合には直ちにその旨を、異常が認められない場合にはその旨を、あらかじめ指定した者に報告させること。

ハ 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所内（防護区域内を除く。）において特定核燃料物質を運搬する場合については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印をすること。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

ハ 関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。

十一 監視装置は、次に掲げるところにより設置すること。

イ 人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有する監視装置を設置すること。

ロ 監視装置を構成する装置であつて人の侵入を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十二 防護区域、周辺防護区域及び立入り制限区域並びに施設の出入口の鍵及び錠については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 取替え又は構造の変更を行う等複製が困難となるようにすること。

ハ 不審な点が認められた場合には、速やかに取替え又は構造の変更を行うこと。

ロ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

十三 中央制御室及び特定重大事故等対処施設（設置許可基準規則第二条第二項第十二号に規定する特定重大事故等対処施設をいう。以下この項及び第九十六条第一項において同じ。）に属する緊急時制御室については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 壁は、容易に破壊されないものであること。

ロ 出入口の扉は、鉄製その他の堅固な扉とすること。

十四 中央制御室外から発電用原子炉施設を安全に停止させるための機能を有する機器について、イの規定により設置された障壁によつて区画された区域に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

十五 交流電源を供給する全ての設備、発電用原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する者による妨害行為又は破壊行為により、発電用原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能が喪失し、発電用原子炉内又は使用済燃料貯蔵槽内の特定核燃料物質を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（特定重大事故等対処施設に属する設備を除く。第九十六条第一項において「防護区域内防護対象枢要設備」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 周囲に柵等を設置し、容易に人が近づけない措置を講ずること。

ロ 周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

ハ イの規定により設置された柵等の中で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

十六 交流電源を供給する全ての設備、発電用原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備のうち、防護区域内に存する設備であつて、第五号イ若しくはロに作業又は巡視を行うこと。

十七 交流電源を供給する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備のうち、防護区域内に存する設備であつて、これらの行為により発電用原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能が喪失し、発電用原子炉内又は使用済燃料貯蔵槽内の特定核燃料物質を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（第九十六条第一項において「防護区域外防護対象枢要設備」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を設置すること。

ロ 作業又は巡視を行うこと。

ハ イの規定により設置された障壁によって区画された区域に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者と同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

十七 特定重大事故等対処施設は、防護区域内に設け、かつ、当該特定重大事故等対処施設を設置した防護区域内で作業又は巡視を行う場合には、二人以上の者が同時に作業又は巡視を行うこと。

十八 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないよう、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十九 前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるよう適切な計画（第九十六条第一項において「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。

二十 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電电源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

二十一 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置は、点検及び保守を行い、その機能を維持すること。

二十二 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関し、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。

ロ 見張人が常時監視を行うための詰所（以下「見張人の詰所」という。）を周囲に容易に侵入する十分な高さ及び構造を有する柵等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。

ロ 見張りを行っている見張人と見張人の詰所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようすること。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、見張人の詰所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うようとする。

二 見張人の詰所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようとする。

三 見張人の詰所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者と同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

二十三 地震、火災その他の災害により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、次に掲げる措置を講ずること。

イ 見張人が常時監視できる装置を備えた監視所（以下「監視所」という。）を設置すること。

ロ 見張りを行っている見張人と監視所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようとする。

ハ 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、監視所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようとする。

二 監視所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようとする。

三 見張所に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者と同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行わせること。

二十四 従業者に対し、その職務の内容に応じて特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練を行うこと。

二十五 特定核燃料物質の防護のために必要な体制を整備すること。

二十六 特定核燃料物質の盗取、特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為若しくは特定核燃料物質が置かれていた施設若しくは防護設備等に対する破壊行為（以下「妨害破壊行為等」といいう。）が行われるおそれがあり、又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるよう適切な計画（以下「緊急時対応計画」という。）を作成すること。

二十七 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者（以下この項において単に「業務上知り得る者」という。）を指定し、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

イ 原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に関する事項

ロ 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置に関する詳細な事項

ハ 特定核燃料物質の防護のために必要な連絡に関する詳細な事項

ニ 特定核燃料物質の防護のために必要な体制に関する詳細な事項

ホ 見張人による巡視及び監視に関する詳細な事項

ヘ 緊急時対応計画に関する詳細な事項

ト 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の評価に関する詳細な事項

チ 令第三条第一号イ、ロ及びホに規定する特定核燃料物質（取扱いが容易な形態のものに限り「対象者」という。）について、次に掲げる措置を講ずること。

イ 次に掲げるところにより、あらかじめ、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについての確認（以下この号において単に「確認」という。）を行うこと。

- (1) 対象者の履歴、外国との関係及びテロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体（暴力団を含む。）との関係、事理を弁識する能力並びに特定核燃料物質の防護に関連する犯罪及び懲戒の経歴を調査し、確認を行うこと。
- (2) 原子力規制委員会が定めるところにより、申告書その他の書類の提出又は提示を求める方法、対象者との面接、対象者の性格等に関する適性検査その他の必要な方法により調査し、確認を行うこと。
- (3) あらかじめ、対象者に対し、確認の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用を防止する措置を講じてることその他必要な事項を説明し、個人情報の利用について対象者の同意を得た上で確認を行うこと。
- ロ 確認を行った結果、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあり、又は特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らすおそれがあると認められる場合（イ（3）に規定する同一が得られない場合を含む。）は、対象者に対し、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。
- ハ 証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して五年以内とする。ただし、有効期間内であっても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。
- 二 証明書等の発行に係るイ、ロ及びハに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいずれかに常時立ち入ろうとする対象者について講ずること。
- (1) 防護区域  
安全保護装置周辺区域  
第十四号ロに規定する区域  
第十六号ハに規定する区域  
見張人の詰所  
監視所
- (2) (3) (4) (5) (6)
- 二十九前各号の措置は、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすること。  
三十前各号の措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。  
三十一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、前各号のほか、前項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十八号から第二十一号まで、同項第二十四号から第二十七号まで、同項第二十九号及び同項第三十号の規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、第五号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、「防護区域」と、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十九号中「前各号の措置は」とあるのは「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るもの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であったものに限る。）を除く。」を取り扱う場合、「前各号の措置は」と読み替えるものとする。
- 一 防護区域を定めること。

- 二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域を柵等の障壁によって区画すること。
- 三 見張人に防護区域及び立入制限区域の出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠した場合は、この限りでない。
- 四 特定核燃料物質が貯蔵され又は保管廃棄されている施設（以下この号において「貯蔵施設等」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。  
イ 貯蔵施設等に立ち入ることが特に必要な者として当該貯蔵施設等に立ち入ることを認めた者以外の者の当該貯蔵施設等への立入りを禁止すること。
- ロ 見張人は、監視装置の有無並びに貯蔵施設等における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該貯蔵施設等の周辺を巡回させること。
- 五 特定核燃料物質の防護に関する関係機関への連絡は、二以上の連絡手段により迅速かつ確實に行うことができるようすること。
- （保安規定）
- 第九十二条** 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 二 品質マネジメントシステムに関すること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等（第三項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の位置付けに関することを含む。）。
- 三 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 四 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。
- 五 電気主任技術者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。
- 六 ポイラー・タービン主任技術者（電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びにポイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。
- 七 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるものの監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。
- 八 保全教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。
- 九 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの
- （1） 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。
- （2） 発電用原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。
- （3） 放射線管理に関すること。
- （4） 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。
- （5） 非常の場合に講ずべき処置に関すること。
- ハ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関する必要な事項
- イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。
- ロ 発電用原子炉の運転に当たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項

ハ 異状があつた場合の措置に関すること（第十五号に掲げるものを除く。）。

二 発電用原子炉の運転期間に関すること。

ホ 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。

九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関すること。

十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。

十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。

十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。

十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。

十七 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十八 発電用原子炉施設の運転に関する事項（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事項並びに経年劣化に係る技術的な評価に関する事項及び長期施設管理方針を含む。）。

十九 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関する事項。

二十 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び第三項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事項。

二十一 その他発電用原子炉施設に係る保安に関する必要な事項

- 2 法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、申請しなければならない。ただし、第二号に掲げる場合において、第八十二条第二項の評価を第百三十条第二項第二号の評価と一体として行つている場合であつて、同号の評価の結果を記載した書類を添えて同条第一項の規定による申請がされているときには、第二号に定める書類を添付することを要しない。
- 一 前項第八号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合場合は、第八十二条第四項の見直しの結果を記載した書類を含む。）。
- 二 前項第十八号ニに掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関する事項を変更しようとする場合（第八十二条第一項から第三項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）第八十二条第一項から第三項までの評価の結果又は同条第四項の見直しの結果を記載した書類

3 法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められており廃止措置を実施するため、法第四十三条の三の二十四第一項の規定により認可を受けた保安規定について次に掲げる事項を追加し、又は変更した保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

- 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。
- 二 品質マネジメントシステムに関すること（手順書等の保安規定上の位置付けを含む。）。

三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する事項（手順書等の保安規定上の位置付けに関する事項を含む。）。

四 廃止措置を行う者の職務及び組織に関する事項。

五 廃止措置を行う者に対する保安教育に関する事項（実施計画の策定を含む。）に関するもの。

六 発電用原子炉の運転停止に関する恒久的な措置に関する事項（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

七 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関する事項。

八 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する事項。

九 排気監視設備及び排水監視設備に関する事項。

十 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関する事項。

十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項。

十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関する事項。

十三 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関する事項。

十四 非常の場合に講ずべき処置に関する事項。

十五 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関する事項。

十六 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者の報告を含む。）に関する事項。

十七 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者の報告を含む。）に関する事項。

十八 発電用原子炉施設の施設管理に関する事項（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する事項を含む。）。

十九 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関する事項。

二十 不適合が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関する事項。

二十一 廃止措置の管理に関する事項。

二十二 その他発電用原子炉施設又は廃止措置に係る保安に関する事項。

5 4 第九十三条削除

5 4 第九十三条削除



三 特定核燃料物質の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者であること。  
**(安全性の向上のための評価の実施)**  
**(安全性的向上のための評価の実施時期)**

**第九十九条の二** 法第四十三条の三の二十九第一項の評価（以下「安全性向上評価」という。）をする者は、発電用原子炉ごとに、当該安全性向上評価をしなければならない。

**第九十九条の三** 法第四十三条の三の二十九第一項の原子力規制委員会規則で定める時期は、定期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、定期事業者検査を行っていないものにあっては、その運転が開始された日以降六月を超えない時期とする。

（評価の結果等の届出）

**第九十九条の四** 法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をしようとする者は、安全性向上評価をした後、遅滞なく、当該安全性向上評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項（以下「評価の結果等」という。）を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の提出部数は、正本一通とする。  
 （届出事項）

**第九十九条の五** 法第四十三条の三の二十九第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 二 安全性向上評価に係る発電用原子炉施設の名称及び所在地

（評価に係る調査及び分析並びに評定の方法）

**第九十九条の六** 法第四十三条の三の二十九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止（以下この号において「事故の発生の防止等」という。）のための措置を講じた場合における当該措置及びその措置による事故の発生の防止等の効果に関する次に掲げる事項を確認すること。  
 イ 当該発電用原子炉施設について、技術基準において設置すべきものと定められているものが設置されていること。  
 ロ 当該発電用原子炉施設について、法第四十三条の三の二十四第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。

ハ 当該発電用原子炉施設において、発電用原子炉施設における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、自ら安全性の向上を図るために既存の規定により確認することとされている措置に加えて講じた措置の内容及びその措置による事故の発生の防止等の効果  
 二 前号に掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項について、発生する可能性のある事象の調査、分析及び評価を行い、その事象の発生頻度及び当該事象が発生した場合の被害の程度を評価する手法その他の重大事故の発生に至る可能性に関する評価手続により確認すること。  
 三 前二号により確認した内容を考慮して、当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性についての総合的な評定を行うこと。

（評価の結果等の公表）

**第九十九条の七** 法第四十三条の三の二十九第五項の規定による公表は、同条第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

**第一百条** 法第四十三条の三の三十第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。

一 第三条第一項第二号ハ（2）の燃料体  
 ヤスク（設置許可基準規則第二条第二項第四十一号に規定するものをいう。以下同じ。）であつて、同規則第四条第六項第一号、第五条第二項第一号及び第六条第四項第一号の基準を満たすものに限る。別表第三において「特定兼用キヤスク」という。）  
 三 第三条第一項第二号リ（3）の非常用格納容器保護設備のうち、再結合装置（プロワを要しないものに限る。以下同じ。）  
 四 第三条第一項第二号ホ（4）のその他の主要な事項として設けられる設備及び同号リ（3）の非常用格納容器保護設備のうち、圧力逃がし装置  
 五 第三条第一項第二号ヌ（2）の非常用電源設備のうち、ガススタービンを原動力とする発電設備  
 六 第三条第一項第二号ヌ（2）の非常用電源設備のうち、内燃機関を原動力とする発電設備  
 七 第三条第一項第二号ヌ（2）の非常用電源設備のうち、無停電電源装置  
 八 第三条第一項第二号ヌ（2）の非常用電源設備のうち、電力貯蔵装置

**第一百条** 法第四十三条の三の三十第一項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。  
 （型式証明の申請）  
 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 二 特定機器の種類  
 三 特定機器の名称及び型式  
 四 特定機器の構造及び設備  
 五 特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあっては、当該特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件  
 六 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
 一 特定機器の安全設計に関する説明書  
 二 特定機器を使用することにより特定機器の型式の設計について型式証明をするときは、当該型式の設計に係る特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付することができる。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。  
 （型式証明の変更）  
**第一百二条** 法第四十三条の三の三十第三項の規定により特定機器の型式の設計について型式証明を受けた型式の特定機器の設計の変更（前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）について承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。  
 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 二 變更の内容  
 三 變更の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。  
 一 變更後における特定機器の安全設計に関する説明書  
 二 変更後における特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書  
 明書  
 法第四十三条の三の三十第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

## (型式証明に係る変更の届出)

**第百三十三条** 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第一百一条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(特定機器型式証明通知書等の交付)

**第百四十四条** 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式証明を行つた場合 特定機器型式証明通知書

二 法第四十三条の三の三十第三項の規定による承認を行つた場合 特定機器型式証明変更承認通知書

三 法第四十三条の三の三十第五項の規定による型式証明の取消しを行つた場合 特定機器型式証明取消通知書

(型式証明番号等の告示)

**第百五十五条** 原子力規制委員会は、型式証明又は型式証明の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

一 型式証明の番号

二 特定機器の種類

三 特定機器の名称及び型式

四 特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

五 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けっていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十第三項の変更が第一百一条第一項第五号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3 原子力規制委員会は、第一百三条の規定による届出があつたときは、その旨を告示するものとする。

(型式指定の申請の範囲)

**第百六十六条** 法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式設計特定機器の型式についての指定(以下「型式指定」という。)の申請は、型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から型式設計特定機器を購入する契約を締結している者(外国において本邦に輸出される型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定機器を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定機器を本邦に輸出することを業とするものを含む。以下「製造者等」という。)が、製作、販売又は使用(以下「製作等」という。)をする型式設計特定機器について行うものとする。

(型式指定の申請)

**第百七十七条** 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 主たる製造工場の名称及び所在地

三 型式設計特定機器の名称及び型式

四 型式設計特定機器の型式証明の番号

五 型式設計特定機器の設計及び製作の方法の概要

六 申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する次の事項

イ 品質管理の実施に係る組織

## ロ 品質管理活動の計画

ハ 品質管理活動の実施

ニ 品質管理活動の評価

ホ 品質管理活動の改善

八 型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては、当該型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

九 前項第六号に掲げる事項については、申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。

**第百八十八条** 型式指定を受けた型式設計特定機器の製造者等(以下「指定製造者等」という。)は、前項第一項第五号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該申請に係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにその実施に係る組織に関する説明書を添付しなければならない。

3 第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特定機器の型式が、その型式指定を受けた型式設計特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定に係る変更の届出)

**第百九十九条** 指定製造者等は、第一百七条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 型式指定を受けた者は、当該型式の型式設計特定機器の製造者等でなくなつたときは、その日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 原子力規制委員会は、前項の届出があつたときは、その型式指定を取り消すことができる。

この場合において、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定機器については、取消しの効力は及ばないものとする。

4 第一項及び第二項の届出書の提出部数は、正本一通とする。

(型式指定通知書等の交付)

**第百十一条** 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式指定を行つた場合 型式設計特定機器指定通知書

二 第百八条第一項の規定による承認を行つた場合 型式設計特定機器変更承認通知書

三 法第四十三条の三の三十第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行つた場合 型式設計特定機器指定取消通知書

(品質管理の実施の記録の保存)

**第百十一条** 指定製造者等は、当該型式設計特定機器が型式指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにしなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器の実施に係る組織に関する次の事項



四 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書	2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
五 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書	1 核燃料物質による汚染の分布状況
六 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書	2 前号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項
七 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書	3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
八 廃止措置の実施体制に関する説明書	(廃止措置計画の変更の認可の申請)
九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
十 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。	(廃止措置計画の変更の認可の申請)
第百一十七条 法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
二 工場又は事業所の名称及び所在地	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
三 発電用原子炉の名称	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
五 変更の理由	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
2 前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。	(廃止措置計画に係る軽微な変更)
（廃止措置計画に係る軽微な変更）	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
第百一十八条 法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
2 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
（廃止措置計画の認可の基準）	(廃止措置終了確認証)
第百一十九条 法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
一 廃止措置計画に係る発電用原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されないこと。	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
二 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
三 核燃料物質又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
四 廃止措置の実施が核燃料物質によつて汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
（廃止措置の終了の確認の申請）	(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の提出期限)
第百二十一条 法第四十三条の三の三十五第一項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可の申請）	(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認可の申請)
第百二十二条 法第四十三条の三の三十五第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可の申請）	(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認可の申請)
第百二十三条 法第四十三条の三の三十五第五第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める期間は、六月とする。	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の変更の認可の申請）	(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の認可の申請)
第百二十四条 法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第十二条の七第四項の規定により、法第四十三条の三の三十五第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更の認可を受けようとする者は、第一項の規定の例により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
（旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の軽微な変更）	(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の軽微な変更)
第百二十五条 法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
2 その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
（旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置の維持等）	(旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置の維持等)
第百二十六条 法第四十三条の三の三十五第二項において読み替えて準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（法第四十三条の三の十四及び第四十三条の三の十六の規定の適用に係る場合に限る。）は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
2 前項の場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
3 第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
（指定の中申請）	(指定の中申請)
第百二十七条 第六十七条第五項の指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
3 第一項の場合において、定期事業者検査は、性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
（申請書及び添付書類）	(申請書及び添付書類)
第百二十八条 前条の申請は、次の各号に掲げる申請書及び添付書類を原子力規制委員会に提出して行うものとする。	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
五 核燃料物質による汚染の除去の実施状況	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。
六 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄の実施状況	第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

一	一次の事項を記載した申請書
イ	名称及び住所並びに代表者の氏名
ロ	記録保存業務（第六十七条第五項の規定に基づき引渡しを受けた記録を保存する業務をいふ。以下同じ。）を行う事務所の名称及び所在地
ハ	記録保存業務を開始しようとする年月日
二	行おうとする記録保存業務の範囲
三	申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書
四	申請の日を含む事業年度における財産目録及び貸借対照表
五	役員の氏名及び経歴を記載した書類
六	記録保存業務の実施の方法に関する計画
七	次条第一号イからハまでに掲げる事由に該当しないことを説明した書類
八	記録保存業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類 (指定の基準)
九	百二十九条 原子力規制委員会は、第二百二十七条の申請を行つた者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その指定を行ふものとする。
一	一次に掲げる事由に該当しないこと。 イ 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ロ 第百三十一条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者 ハ その業務を行う役員のうちにイに該当する者がある者 二 その記録保存業務の実施の方法に関する計画が、記録保存業務の適確な実施のために適切なものであること。 三 前号の記録保存業務の実施の方法に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。 四 記録保存業務を行つていているときは、その業務を行うことによつて記録保存業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。 (措置の要求)
百三十条	原子力規制委員会は、第六十七条第五項の指定を受けた者（以下「指定記録保存機関」という。）が前条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定記録保存機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずることを求めることができる。
百三十二条	原子力規制委員会は、指定記録保存機関が次の各号のいずれかに該当するときは、(指定の取消し) 第六十七条第五項の指定を取り消すことができる。 一 第百二十九条各号の規定に適合しなくなつたとき。 二 前条の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。 三 不正の手段により第六十七条第五項の指定を受けたとき。
百三十三条	原子力規制委員会は、次の場合には、その旨を官報に公示するものとする。 一 第六十七条第五項の指定をしたとき。 二 前条の規定により指定を取り消したとき。 (報告微求)
百三十四条	原子力規制委員会は、記録保存業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとときは、指定記録保存機関に対し、その業務の状況に關し、報告を求めることができる。 (事故、故障等の報告) 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者（旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第二百三十六条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、その

一	旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。ただし、当該事象の原因及び再発防止するために講ずる内容が、過去に発生した類似の事象により明らかであるときは、その状況及びそれに対する処置を報告することを要しない。
二	発電用原子炉の運転中において、発電用原子炉施設の故障により、発電用原子炉の運転が停止したとき若しくは発電用原子炉の運転を停止することが必要となつたとき又は五パーセントを超える発電用原子炉の出力変化が必要となつたとき。ただし、次のいずれかに該当するときであつて、当該故障の状況について、発電用原子炉設置者の公表があつたときを除く。
三	定期事業者検査（第五十五条第三項の規定を適用して行うものを除く。）の期間であるとき（当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中において機能及び作動の状況を確認することができるものである場合に限る。） 一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。 二 発電用原子炉の運転中において、発電用原子炉施設の故障により、発電用原子炉の運転が停止したとき若しくは発電用原子炉の運転を停止することが必要となつたとき又は五パーセントを超える発電用原子炉の出力変化が必要となつたとき。ただし、次のいずれかに該当するときであつて、当該故障の状況について、発電用原子炉設置者の公表があつたときを除く。
四	定期事業者検査（第五十五条第三項の規定を適用して行うものを除く。）の期間であるとき（当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中において機能及び作動の状況を確認することができるものである場合に限る。） 一 運転上の制限を逸脱せず、かつ、当該故障に関する設備の点検を行うとき。 二 電用原子炉設置者が当該故障に係る設備の点検を行つたとき。
五	定期事業者検査（第五十五条第三項の規定を適用して行うものを除く。）の期間であるとき（当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中において機能及び作動の状況を確認することができるものである場合に限る。） 一 発電用原子炉設置者が、安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を行つた場合において、当該安全上重要な機器等が技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が技術基準規則第五十五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。 二 火災により安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。 三 前二号のほか、発電用原子炉施設の故障（発電用原子炉の運転に及ぼす支障が軽微なものと除外。）により、運転上の制限を逸脱したとき、又は運転上の制限を逸脱した場合であつて、当該逸脱に係る保安規定で定める措置が講じられなかつたとき。 四 発電用原子炉施設の故障その他不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。 五 気体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第九十条第七号の濃度限度を超えたとき。 六 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第九十条第七号の濃度限度を超えたとき。 七 中の放射性物質の濃度が第九十条第四号の濃度限度を超えたとき。 八 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）が管理区域外で漏えいしたとき。 九 一 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内外漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がつたときを除く。）を除く。 イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。 ロ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。 ハ 漏えいした核燃料物質等の放射能量が微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。 十一 発電用原子炉施設の故障その他の不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入る者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつたとき。

ては五ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超えるおそれがあるおそれがあるとき。

#### 十二 放射線業務従事者について第七十九条第一項第一号の線量限度を超えるおそれ

のある被ばくがあつたとき。

十三、挿入若しくは引抜きの操作を行つてない制御棒が当初の管理位置（保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の管理位置に移動し、若しくは当該他の管理位置を通過して動作したとき。ただし、燃料体が炉心に装荷されていないときを除く。

十四、前各号のほか、発電用原子炉施設に關し人の障害（放射線障害以外の障害であつて入院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（危険時の措置）

法第六十四条第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一、発電用原子炉施設に火災が起り、又は発電用原子炉施設に延焼するおそれがある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二、核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

三、放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、発電用原子炉施設の内部にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

四、核燃料物質による汚染が生じた場合には、速やかに、その広がりの防止及び除去を行うこと。

五、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六、その他放射線障害を防止するため必要な措置を講ずること。

（報告の微収）

法第四十三条の三の八第三項、第四十三条の三の九第五項及び第四十三条の三の十

第九第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。

（電磁的記録媒体による手続）

第一百三十八条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類の提出に代えて、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。様式第三において同じ。）及び様式第三の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。

（届出書の提出部数）

一 第六十四条第一項又は第三項の運転計画

二 第六十五条第一項の申請書、同条第二項第二号に掲げる財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに同項第三号に掲げる説明書

三 第九十五条第三項の届出書

四 第九十六条第一項の申請書  
五 第九十八条第二項の届出書  
六 第百三十六条第一項の報告書

（附則）

この省令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

（附則）（昭和五五年一月一三日通商産業省令第六〇号）

この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和五十五年法律第四十三号）の施行の日（昭和五十五年十一月十四日）から施行する。

（附則）（昭和五五年一一月一五日通商産業省令第七四号）

この省令は、昭和五十七年六月一日から施行する。ただし、第十二条第二号の次に一号を加える改正規定中通商産業大臣の指定に係る部分は、公布の日から施行する。

（附則）（昭和五六八年八月二一日通商産業省令第五三号）

この省令は、昭和五十六年八月二十一日から施行する。

（附則）（昭和六一年一一月二五日通商産業省令第七七号）

この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第七十三号）の施行の日（昭和六十一年十一月二十六日）から施行する。

（附則）（昭和六年八月二〇日通商産業省令第五三号）

この省令は、昭和五十六年八月二〇日から施行する。

（附則）（昭和六一年一一月二五日通商産業省令第七七号）

この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第七十三号）の施行の日（昭和六十一年十一月二十六日）から施行する。



く。第八条中使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第三十六条の改正規定及び第九条中研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第三十五条の改正規定については、平成二十年七月一日から施行する。

#### 附 則（平成二〇年六月二〇日経済産業省令第四四号）

1 （施行期日） この省令は、平成二十年八月二十五日から施行する。

（経過措置）

1 この省令の公布の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十一年七月十一日までに、この省令の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十六条第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 附 則（平成二〇年八月二九日経済産業省令第六〇号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日前にこの省令による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧規則」という。）第七条の三の規定により定められた品質保証計画は、この省令による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新規則」という。）第七条の三の規定により定められた品質保証計画とみなす。

3 この省令の施行の日前に旧規則第十五条の二第二項の規定により策定された原子炉施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間の計画は、新規則第十一条の二第一項の規定により策定された十年間に実施すべき当該原子炉施設についての保守管理に関する方針の五第一項の規定により行われた評価とみなす。

4 この省令の施行の日前に旧規則第十五条の二第二項又は第三項の規定により策定された原子炉施設の保全のために実施すべき措置に関する十年間の計画は、新規則第十一条の二第一項又は第二項の規定により定められた評価とみなす。

5 この省令の公布の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十一年十月三十一日までに、新規則第十六条第一項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

6 前項の規定により保安規定を定め、これを記載した申請書を提出するに当たっては、原子炉の運転期間の設定に関する説明書を添えて申請しなければならない。

7 この省令の施行の際現に使用している原子炉施設については、新規則第十二条第一項の規定にかかるわらず、当該原子炉施設についての電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第五十四条第一項の検査であつて平成二十一年四月一日（以下「基準日」という。）以後最初に行われるもの開始する日の三月前までの間は、次の各号に掲げる措置を講じることを要しない。

一 新規則第十二条第一項第三号に規定する原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標を定めること。

二 新規則第十二条第一項第四号イ、ロ及びハに掲げる事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従つて保守管理を実施すること。

8 前項の規定にかかるわらず、この省令の施行の際現に原子炉の運転を相当期間停止している原子炉施設については、新規則第十二条の規定は、基準日から適用する。

#### 附 則（平成二〇年一二月一日経済産業省令第八七号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条の規定は平成二十一年一月一日から施行する。

#### 附 則（平成二〇年一二月一日経済産業省令第八七号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六条の規定は平成二十一年一月一日から施行する。

抄

#### （経過措置）

3 この省令の公布の際現に規制法第三十七条规定第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十一年三月二日までに、この省令第三条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十六条第三項の規定の例により保安規定を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

#### 附 則（平成二一年三月三一日経済産業省令第一八号）

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第一条 この省令の施行の際現に規制法第三十七条规定第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十一年九月三十日又はこの省令第一条の規定による改正後の核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（以下「新製錬規則」という。）第六条第五項の規定に基づき指定を受けた日のいずれか早い日までの間は、新製錬規則第六条第五項の規定に基づき指定を受けているものとみなす。

第二 前項の規定は、この省令の施行の際現にこの省令第二条の規定による改正前の核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第三条の規定による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則第八条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第四条の規定による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第七条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第五条の規定による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物理設の事業に関する規則第十三条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第六条の規定による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第二十六条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第七条の規定による改正前の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第二十七条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第八条の規定による改正前の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第二十五条第五項の規定に基づき指定を受けている者及びこの省令第九条の規定による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第四十四条第五項の規定に基づき指定を受けている者について準用する。

#### 附 則（平成二三年二月二六日経済産業省令第四号）

この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附 則（平成二三年七月一日経済産業省令第四二号）

この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。

#### 附 則（平成二三年一一月一八日経済産業省令第五七号）

この省令は、平成二十二年十一月二十五日から施行する。

#### 第一条 （経過措置）

この省令は、公布の日から施行する。

抄

3 この省令の施行の際現に法第三十七条规定第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十三年四月二十八日までに同項に規定する保安規定の変更の認可を申請しなければならない。

2 前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあった日までの間は、第一条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十二条の三、第十六条第一項及び第三項の規定並びに第二条の規定による



第四十三条の三の九第一項又は第四十三条の三の十第一項の規定にかかるらず、当該各条の規定による認可又は届出を要しない。

**第四条** この規則の施行前に原子力発電工作物の保安に関する省令（平成二十四年経済産業省令第六十九号。以下「原子力保安省令」という。）第二十条第四項、第二十七条第四項、第三十一条第四項又は第五十六条第四項の規定によりされた研究開発段階発電用原子炉に係る発電用原子炉施設（第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉に係る発電用原子炉下同じ。）以外の発電用原子炉施設である原子力発電工作物（旧電気事業法第百六条第一項に規定する原子力発電工作物をいう。以下同じ。）に係る連絡は、それぞれ新実用炉規則第十九条第四項、第二十八条第四項、第三十三条第四項又は第五十五条第四項の規定による当該原子力発電工作物である発電用原子炉施設に係る通知とみなす。

**第五条** 新実用炉規則第三十一条第三項の規定の輸入燃料体検査申請書を提出して第四号新規制法第四十三条の三の十二第四項の検査を受けるべき燃料体（同条第一項に規定する燃料体をいう。）に係る燃料材（新実用炉規則第三条第一項第二号ハ（2）（i）に規定する燃料材をいう。）の成形加工を平成十五年十月一日前に開始しているものに関する新実用炉規則第三十一条第三項の表第一号の上欄の規定については、同表第一号の上欄中「ウラン・ブルトニウム混合酸化物燃料材の成形加工に着手する一月前」とあるのは、「燃料体の本邦への輸送を開始する一月前」とし、同表第一号の下欄中「前項各号に掲げる書類。この場合において、同項第五号中「結果」とあるのは「計画」と、同項第六号中「品質保証」とあるのは「品質保証の計画」と読み替えるものとする。」とあるのは、「前項各号に掲げる書類」とする。

**第六条** この規則の施行の際現に溶接をし、又は溶接を完了した原子炉容器等（第四号新規制法第四十三条の三の十三第一項に規定する原子炉容器等をいい、旧電気事業法第五十二条第一項の規定に該当するものを除く。以下同じ。）であつて輸入したもの以外のもの若しくはこの規則の施行前に輸入した原子炉容器等については、第四号新規制法第四十三条の三の十三第一項の規定にかかるらず、同項の規定による検査をすることを要しない。

**第七条** この規則の施行前に旧電気事業法第四十二条第一項又は第二項の規定により届け出られた保安規程（原子力保安省令第四条第三項各号に掲げる事項に関するものに限る。）は、新実用炉規則第四十六条第一項の規定により提出された同条第二項第三号から第五号までに掲げる書類とみなす。

**第八条** この規則の施行の際現に特定重要電気工作物（旧電気事業法第五十四条第一項に規定する特定重要電気工作物をいう。）のうち原子力発電工作物であるものである特定重要発電用原子炉施設（第四号新規制法第四十三条の三の十五第一項に規定する特定重要発電用原子炉施設をいう。）が「この規則の施行後最初に受けるべき同項の検査に係る検査時期に關する新実用炉規則第一項の規定の適用については、同項ただし書中「施設定期検査」とあるのは「原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第四十一号の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第五十四条第一項の検査（以下「旧定期検査」という。）と、同項の表中「施設定期検査」とあるのは「旧定期検査」とする。」

**第九条** 平成二十六年三月三十一日までの間は、新実用炉規則第四十八条第一項の表第三号下欄「二十四月」とあるのは「十八月」と読み替えるものとする。

**第十条** この規則の施行前に第八条の規定による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧実用炉規則」という。）第十一条の二第一項の規定により策定された旧発電用原子炉（設置法附則第十七条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「第四号旧規制法」という。）第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。）に係る原子炉施設（第四号旧規制法第二十三条第二項第五号に規定する原子炉施設

をいう。以下同じ。）についての保守管理に関する方針は、新実用炉規則第八十二条第一項の規定により策定された当該旧発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針とみなす。

**第二** この規則の施行前に旧実用炉規則第十二条の二第二項の規定により策定された旧発電用原子炉に係る原子炉施設についての保守管理に関する方針（同項の規定により旧発電用原子炉の運転を開始した日以後四十年を経過する日までに策定されたものに限る。）は、新実用炉規則第八十二条第二項の規定により策定された当該旧発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針とみなす。

**第三** 設置法附則第二十五条第二項の規定の適用を受ける既設発電用原子炉（同条第一項に規定する既設発電用原子炉をいう。以下同じ。）に係る発電用原子炉施設についての新実用炉規則第八十二条第二項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に規定する期間」とあるのは「十年間」とする。ただし、次項の規定による保安規定の変更の認可の申請に係る既設発電用原子炉については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあった日以後においては、この限りでない。

**第四** 設置法附則第二十五条第二項の規定の適用を受ける既設発電用原子炉を設置している者は、当該既設発電用原子炉が新規制法第四十三条の三の三十一第二項の規定による認可を受けた場合であつて、当該認可を受けた延長する期間が十年を超える場合には、設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から起算して三年を経過する日までに新規制法第四十三条の三の二十四第一項に規定する保安規定の変更の認可（新実用炉規則第九十二条第一項第二十五号に掲げる事項のうち当該既設発電用原子炉に係る発電用原子炉施設についての長期保守管理方針の変更に係るものに限る。）を申請しなければならない。

**第五条** この規則の施行の際現に設置法附則第二十二条第一項の規定により第四号新規制法第四十三条の三の二十四第一項の規定によりされた認可とみなされた第四号旧規制法第三十七条第一項の規定による認可を受けている者（以下「保安規定認可者」という。）は、平成二十五年十月七日までに第四号新規制法第四十三条の三の二十四第一項に規定する保安規定の変更の認可（新実用炉規則第九十二条第一項第六号、第七号及び第二十五号若しくは同条第三項第二十三号又は新研開炉規則第八十七条第一項第六号、第七号及び第一十五号若しくは同条第三項第二十三号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

**第六条** 前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、新実用炉規則第九十二条第一項第六号、第七号、第二十五号及び同条第三項第二十三号並びに新研開炉規則第八十七条第一項第六号、第七号、第二十五号及び同条第三項第二十三号の規定にかかるらず、なお從前の例による。

**第七条** 保安規定認可者は、この規則の施行後最初にする第四号新規制法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（第四号新規制法第四十三条の三の五第二項第五号及び第十号に掲げる事項のうち実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。以下「実用炉設置許可基準規則」という。）第八条及び第九条並びに第三章の規定又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号。以下「研開炉設置許可基準規則」という。）第八条及び第九条並びに第三章の規定に適合するため必要な事項の変更に係るものに限る。）の申請と同時に第四号新規制法第四十三条の三の二十四第一項に規定する保安規定の変更の認可（新実用炉規則第九十二条第一項第二十号から第二十三号まで若しくは同条第三項第十七号から第二十号まで又は新研開炉規則第八十七条第一項第二十号から第二十三号まで若しくは同条第十七号から第二十号までに掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

**第八条** 前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した保安規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行



二 この規則の施行前に法第四十三条の三の十第一項の規定による届出が受理された日から三十日（法第四十三条の三の十三項の規定により同条第二項に規定する期間が短縮された場合又は同条第五項の規定により同条第二項に規定する期間が延長された場合にあつては、当該短縮又は延長後の期間）を経過した工事の計画

#### 附 則 (平成二八年九月二日原子力規制委員会規則第一〇号)

(施行期日) 第一条 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

第二条 この規則の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の一十七第一項又は第五十条の三第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けている者（以下「核物質防護規定認可者」という。）については、これらの規定による核物質防護規定の変更の認可をこの規則による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「新再処理規則」という。）第十九条第一項第五号及び同項第十三号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）第九十六条第一項第五号及び同項第十四号又は研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新研究炉規則」という。）第九十九条第一項第五号及び同項第十四号に掲げる事項に係るものについては平成二十九年三月三十一日までに、新再処理規則第十九条第一項第四号、新実用炉規則第十九十六条第一項第四号又は新研究炉規則第九十九条第一項第四号に掲げる事項に係るものについては、当該日のから起算して一年を経過する日までに申請しなければならない。

前項の規定により新再処理規則第十九条第一項第五号及び同項第十三号、新実用炉規則第九十六条第一項第五号及び同項第十四号又は新研究炉規則第九十九条第一項第五号及び同項第十四号に掲げる事項に係る核物質防護規定の変更の認可を申請した核物質防護規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、新実用炉規則第九十九条第一項第五号ハの規定にかかるお従前の例によるものとし、並びに新再処理規則第十六条の三第二項第十五号ハ、同項第二十号ホ、同項第二十一号ホ及び同項第二十六号、新実用炉規則第九十六条第二項第十四号ロ、同項第十六号ハ、同項第二十二号ホ、同項第二十三号ホ及び同項第十八号又は新研究炉規則第八十六条第二項第十四号ロ、同項第十六号ハ、同項第二十二号ホ、同項第二十三号ホ及び同項第二十八号の規定は適用しない。

3 この規則による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「旧再処理規則」という。）第十六条の三第二項第五号イ、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧実用炉規則」という。）第九十九条第一項第五号イ若しくは研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧研究炉規則」という。）第八十六条第二項第五号イの規定により行つた証明書等の発行又は旧再処理規則第十六条の三第二項第二十五号、旧実用炉規則第九十九条第二項第二十七号若しくは新研究炉規則第八十六条第二項第二十七号の規定により行つた特定核燃料物質の防護に関する秘密を業務上知り得る者（以下単に「業務上知り得る者」という。）の指定は、前項に規定する認可又は認可の拒否の処分のあつた日から起算して一年を経過するまでの間は、それぞれ新再処理規則第十六条の三第二項第二十六号、新実用炉規則第九十九条第二項第二十八号若しくは新研究炉規則第八十六条第二項第二十八号に掲げる措置を講じて行つた証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定とみなすことができる。

4 第一項の規定により新再処理規則第十九条第一項第四号又は新研究炉規則第九十九条第一項第四号に掲げる事項に係る核物質防護規定の変更の認可を申請した核物質防護規定認可者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、新再処理規則第十六条の三第二項第一号、新実用炉規則第九十九条第一項第一号又は新研究炉規則第八十六条第二項第一号の規定にかかるお従前の例による。

附 則 (平成二九年九月七日原子力規制委員会規則第一一号)  
この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。  
附 則 (平成二九年九月二八日原子力規制委員会規則第一四号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則 (平成二九年一一月一四日原子力規制委員会規則第一六号)  
(施行期日) 第一条 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

第二条 この規則の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の一二十四第一項の規定による認可を受けている者に対するこの規則による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）第八十四条の二並びに第九十二条第一項第二十一号の二及び同項第三項第十八号の二の規定の適用については、平成三十九年十二月三十一日まで（この規則の施行の際現に原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第四号）附則第十二条第一項の規定による保安規定の変更の認可を申請している者で平成三十年十二月三十一日までに当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分を受けていないものにあっては、当該処分がされる日までの間は、なお従前の例による。ただし、この間に行われる法第四十三条の三の二十四第一項の規定による認可（新実用炉規則第九十二条第一項第二十一号の二又は同項第十八号の二に掲げる事項に係るものに限る。）については、この限りでない。

#### 附 則 (平成二九年一一月二二日原子力規制委員会規則第一七号)

(施行期日) 第一条 この規則（別表第三に係る改正規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの規則の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの規則の規定に相当の規定があるものは、改正後のそれぞれの規則の相当の規定によつてしたものとみなす。  
附 則 (平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号)  
この規則は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の次の表上欄に掲げる規則の同表中欄に掲げる規定及び下欄に掲げる様式は、平成三十一年四月一日以後の期間について作成すべき報告書については、なお従前の例による。  
(経過措置)

#### 附 則 (平成三〇年八月二二日原子力規制委員会規則第八号)

(施行期日) 第一条 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定及び附則第三条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

#### 附 則 (平成三〇年八月二二日原子力規制委員会規則第八号)

第二条 第一条の規定による改正後の次の表上欄に掲げる規則の同表中欄に掲げる規定及び下欄に掲げる様式は、平成三十一年四月一日以後の期間について作成すべき報告書については、なお従前の例による。  
(経過措置)

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則	第十八条第一項	別記様式第二
核燃料物質の使用等に関する規則	第七条第一項	別記様式第一
核燃料物質の加工の事業に関する規則	第十条第一項	別記様式第一
使用済燃料の再処理の事業に関する規則	第二十一条第一項	別記様式第一
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則	第一百三十六条第一項	別記様式第二
核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則	第二十七条第一項	別記様式第五

い時期  
施行日の前日において施設定期検査を受けている発電用原子炉施設については、この規則の施

行後最初に行うべき新法第四十三条の三の十六第一項の検査は、施行後直ちに行うものとする。

**第四条** 旅行日から令和一年四月三十日までの間に新法第四十三条の三の十六第一項の検査を開始しようとする者（研究開発段階発電用原子炉に係るものを除く。次項において同じ。）に係る新

実用炉規則第五十七条の三第二項の規定の適用については、同項中「検査開始予定日の一月前ま

で（第五十六条第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を延長する場合を除く。）をした場合は三月前まで）一歩あるのは、「二の

規則の施行の日まで」とする。

施行日から令和二年四月三日までの間に新法第四十三条の三の十六第一項の検査を開始しよう

同項中「原子炉の」とする者に係る新実用炉規則第五十七条の二第一項の規定の適用については起動予定日の三日前」とあるのは、「」の規則の施行の日」とする。

前条第三項の規定に基づき施行後直ちに行う検査については、新実用炉規則第五十七条の三第

**第五条** 施行日前二日法第四十三条の三の二十一の規定により記録二項の規定(同条第一項第一号に掲げるときに係るものに限る。)は、適用しない。

**第五条** 旅行日前に旧法第四十三条の三の二十一の規定により記録した旧実用機規則第六十七条第一項の表の上欄に掲げる事項の保存については、なお従前の例による。この場合において、同表

第一号印中「次の検査」とあるのは「この規則の施行後最初の使用前確認」と、同号印中「次の

第六条 検査」とあるのは「この規則の施行後最初の定期事業者検査」と読み替えるものとする。

第三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可を受けている者（研究開発段階発電用原子

炉に係るものを除く。)は、令和二年九月三十日までに新法第四十三条の三の二十四第一項に規定する者で見三つ認定又は二つ認定の申請を受けしばらう。

定する保安規定の認可又は変更の認可を申請しなければならない

置については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、新実用炉規則

**第六十九条から第九十条までの規定にかかるわざ、なお従前の例による。**

第十七条（この規定の施行の際においては、新法第四条第一項の規定による認可を受けてい  
る者（研究開発段階発電用原子炉に係るものを除く。）は、令和二年九月三十日までに新法第四

十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する新法第十二条の六第三項に規定する廃止

措置計画の変更の認可（新実用炉規則第百六十六条第一項第六号、第七号及び第十一号並びに第二項第六号及び第九号に掲げる事項に係るものに限る。）を申請しなければならない。

前項の規定による廃止措置計画の変更の認可を申請した者に係る廃止措置については、当該申

請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、新実用炉規則第百六十六条第一項第六号、第二号及び第一二号並びに第二項第三号及び第七号の規定に、かつて、まる毛前の例にて、

第七号及び第十一号並ては第二項第六号及び第九号の規定にかかる事項を除く前例によ

(定義)

**第十五条** この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一  
川辺原子力利用における安全対策の強化のための核燃料物質、核燃料物質及び堆積物の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の核原料物質、核燃料物質

及び原子炉の規制に関する法律をいう。

新法 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質

及び原子炉の規制に関する法律をいう。

三 う。	旧実用炉規則	この規則による改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をい
四 う。	新実用炉規則	この規則による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則をい

五 施行日 この規則の施行の日をいう。

附 則 (令和二年三月一七日原子力規制委員会規則第一二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附 則 (令和四年三月一六日原子力規制委員会規則第一号)

この規則は、強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。

附 則 (令和四年三月三〇日原子力規制委員会規則第二号)

(施行期日)  
(経過措置)  
第一条 この規則は、公布の日から施行する。

第二条 この規則の施行前にこの規則による改正前の試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十六条の十四各号、核燃料物質の使用等に関する規則第六条の十各号、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第七条の七各号、核燃料物質の加工の事業に関する規則第九条の十六各号、核原料物質の使用に関する規則第五条第一項各号及び第二項各号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十九条の十六各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則第五条の二各号、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第二十五条各号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百三十四条各号、船舶に設置する原子炉(研究開発段階にあるものを除く。)の設置、運転等に関する規則第三十一条各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第二十二条の十七各号、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十五条の十六各号、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第四十三条の十三各号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第二百二十九条各号及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第八十九条各号のいずれかに該当したときにおける報告については、なお従前の例による。

附 則 (令和五年九月一八日原子力規制委員会規則第四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この規則は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第四十四号。以下「改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(令和七年六月六日)から施行する。ただし、附則第四条の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和五年十月一日)から施行する。

(改正法附則第六条第一項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更)

第四条 改正法附則第六条第一項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更は、新実用炉規則第一百十三条の五第一項各号に掲げる変更とする。

附 則 (令和五年一一月四日原子力規制委員会規則第六号)

この規則は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日(令和五年十一月二十一日)から施行する。

附 則 (令和六年三月七日原子力規制委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一(第八条、第十二条、第十七条関係)

工事の種類  
認可を要するもの

事前届出を要するもの

		一 設置発電用原子炉の設置	二 の工事の変更	三 の工事の変更	四 の工事の変更	五 の工事の変更
電用原子炉の增加	電用原子炉の增加	(二) 発電用原子炉の基數の増加の工事				
電用原子炉の基數	電用原子炉の基數					
工事以外の変更	工事での変更					
の発電用原子炉施設に係るもの	の発電用原子炉施設に係るもの					
炉本体	炉本体					
1 原子炉	1 原子炉					
1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの	1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの					
の改造であつて、次に掲げるもの	の改造であつて、次に掲げるもの					
(1) 炉型式、定格熱出力、過剰反応度、反応度係数又は減速材の変更を伴うもの	(1) 炉型式、定格熱出力、過剰反応度、反応度係数又は減速材の変更を伴うもの					
(2) 炉心に係るもの	(2) 炉心に係るもの					
(3) 燃料体	(3) 燃料体					
(4) チャンネルボックス	(4) チャンネルボックス					
(5) 反射材	(5) 反射材					
炉心支持構造物に係るもの	炉心支持構造物に係るもの					
(6) (7) 原子炉圧力容器本体(監視試験片を除く。)	(6) (7) 原子炉圧力容器本体(監視試験片を除く。)					
原子炉圧力容器支持構造物に係るもの	原子炉圧力容器支持構造物に係るもの					
(8) (9) 原子炉圧力容器付属構造物に係るもの	(8) (9) 原子炉圧力容器付属構造物に係るもの					
(10) 原子炉圧力容器内部構造物(スペーサー若しくは内部配管又は中性子束計測案内管に限る。)に係るもの	(10) 原子炉圧力容器内部構造物(スペーサー若しくは内部配管又は中性子束計測案内管に限る。)に係るもの					
原子炉本体の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	原子炉本体の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの					
(11) 原子炉本体に係る工事の方針の変更を伴うもの	(11) 原子炉本体に係る工事の方針の変更を伴うもの					
(12) 原子炉施設に係るもの	(12) 原子炉施設に係るもの					
2 加圧水型発電用原子炉の改造であつて、次に掲げるもの	2 加圧水型発電用原子炉の改造であつて、次に掲げるもの					
(1) 炉型式、定格熱出力、過剰反応度、反応度係数又は減速材の変更を伴うもの	(1) 炉型式、定格熱出力、過剰反応度、反応度係数又は減速材の変更を伴うもの					
構造物、原子炉容器付属構造物に係るもの	構造物、原子炉容器付属構造物に係るもの					
本体(監視試験片を除く。)、原子炉容器支	本体(監視試験片を除く。)、原子炉容器支					
構造物、原子炉容器付属構造物に係るもの	構造物、原子炉容器付属構造物に係るもの					

(2) 原子炉に係るもの	炉心に係るもの
(3) 燃料体	炉心支持構造物に係るもの
(4) 反射材	原子炉容器本体（監視試験片を除く。）
(5) 燃料	原子炉容器支持構造物に係るもの
(6) 炉心支持構造物に係るもの	原子炉容器付属構造物に係るもの
(7) 原子炉容器	原子炉容器内部構造物に係るもの
(8) 原子炉容器付属構造物に係るもの	原子炉本体の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
(9) 原子炉本体の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	原子炉本体に係る工事の方法の変更を伴うもの
(10) 原子炉本体の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの
(11) 原子炉本体に係る工事の方法の変更を伴うもの	沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの
(1) 燃料取扱設備に係るもの	燃料取扱設備及び貯蔵施設
(2) 新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラックに限る。）に係るもの	新燃料貯蔵ラック
(3) 使用済燃料貯蔵設備（制御棒貯蔵ラック、制御棒貯蔵ハンガ及び使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置を除く。）に係るもの	新燃料貯蔵ラック
(4) 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係るもの	新燃料貯蔵ラック
(5) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
(6) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法の変更を伴うもの	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
(7) 使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料を取り扱うものに限る。）に係るもの	使用済燃料貯蔵設備
(8) 新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラックに限る。）に係るもの	新燃料貯蔵ラック
(9) 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係るもの	新燃料貯蔵ラック
(10) 燃料取替用水設備に係るもの	新燃料貯蔵ラック
(11) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	新燃料貯蔵ラック
(12) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法の変更を伴うもの	新燃料貯蔵ラック

1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの  
2 改造（中欄に掲げるものを除く。）であつて、新燃料貯蔵設備（仮貯蔵庫を除く。）又は使用済燃料貯蔵設備に係るもの  
3 沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの  
4 修理であつて、燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラックに限る。）、使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料貯蔵槽、使用済燃料運搬用容器ピット、使用済燃料貯蔵ラック、破損燃料貯蔵ラック又は使用済燃料貯蔵用容器に限る。）又は使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係るもの  
5 加圧水型発電用原子炉施設に係るもの  
6 改造（中欄に掲げるものを除く。）であつて、燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備又は使用済燃料貯蔵設備に係るもの

3 原子炉冷却系の改造(蒸気タービンに係るもの)の統施設

(1) 原子炉冷却材の種類又は純度の変更を伴うもの

(2) 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力又は温度の変更を伴うもの

(3) 原子炉圧力容器本体の炉心の原子炉冷却材の流量又は蒸気の発生量の変更を伴うもの

(4) 原子炉冷却材再循環設備に係るもの

(5) 原子炉冷却材の循環設備(原子炉冷却材圧力バウンダリ又は主蒸気系に係るものに限る。)に係るもの

(6) 残留熱除去設備に係るもの

(7) 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係るもの

(8) 原子炉冷却材補給設備(原子炉隔離時冷却系に係るものに限る。)に係るもの

(9) 原子炉補機冷却設備(非常用のものに限る。)に係るもの

(10) 原子炉冷却材浄化設備に係るもの

(11) 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

(12) 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)に係る工事の方法の変更を伴うもの

2 加圧水型発電用原子炉施設に係るもの

の改造(蒸気タービンに係るもの)の改造を除く。)であつて、次に掲げるものの

(1) 一次冷却材の種類又は純度の変更を伴うもの

(2) 原子炉容器本体の入口又は出口の一次冷却材の圧力又は温度の変更を伴うもの

(3) 原子炉容器本体の炉心の一次冷却材の流量の変更を伴うもの

(4) 加圧器の圧力の変更を伴うもの

(5) 一次冷却材の循環設備に係るもの

(6) 主蒸気・主給水設備に係るもの

(7) 余熱除去設備に係るもの

(8) 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係るもの

(9) 化学体積制御設備に係るもの

4	計測 制御 系統 施設	1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの (1) 沸騰水型発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るもの (2) 制御材に係るもの (3) 制御材駆動装置(非常用のものに限る) (4) ほう酸注入設備に係るもの (5) 計測装置(非常用のものに限る)に係るもの	(10) 原子炉補機冷却設備(非常用のものに限る)に係るもの (11) 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く)の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの (12) 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く)に係る工事の方法の変更を伴うもの
5	蒸気タービンの設置 蒸気タービンの改造であつて、次に掲げるもの	(1) 給水ポンプ(加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて、補助給水設備その他の重大事故等に対処するためのものに限る) (2) 主配管(加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る) (3) 蒸気タービンの基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの (4) 蒸気タービンに係る工事の方法の変更を伴うもの	(1) 主蒸気止め弁の入口の圧力又は温度の変更を伴うもの (2) 回転速度の変更又は五パーセント以上以上の定格出力の変更を伴うもの (3) 車室、円板又は車軸の強度の変更を伴うもの (4) 調速装置又は非常調速装置の種類の変更を伴うもの (5) 蒸気タービンの取替え
6	蒸気タービンの設置 蒸気タービンの改造であつて、次に掲げるもの	(1) 主蒸気止め弁の入口の圧力又は温度の変更を伴うもの (2) 回転速度の変更又は五パーセント以上以上の定格出力の変更を伴うもの (3) 車室、円板又は車軸の強度の変更を伴うもの (4) 調速装置又は非常調速装置の種類の変更を伴うもの (5) 蒸気タービンの取替え	(1) 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く)の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの (8) 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く)の運転を管理するための制御装置を除く)の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの (9) 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く)に係る工事の方法の変更を伴うもの (10) 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く)に係る工事の方法の変更を伴うもの
7	蒸気タービンに係るもの 蒸気タービンに係るものの修理であつて、次に掲げるもの	(1) 車室、円板又は車軸の強度に影響を及ぼすもの(溶接補修を除く) (2) 給水ポンプ(加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る)、貯水設備(加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて、補助給水設備その他の重大事故等に対処するためのものに限る)、主配管(加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る) (3) 制御材(制御棒又はほう酸に限る)に係るもの (4) 制御棒駆動装置 (5) ほう素熱再生設備に係るもの (6) 計測装置(非常用のものに限る) (7) 原子炉非常停止信号の変更を伴うもの (8) 工学的安全施設等の作動信号の変更を伴うもの (9) 制御用空気設備(非常用の機器への供給ラインに係るものに限る)に係るもの (10) 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く)の運転を管理するための制御装置を除く)の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	(1) 制御方式(非常用のものに限る)の変更を伴うもの (2) 制御材(ほう酸注入機能を有する設備(非常用のものに限る)に係るもの (3) 制御棒駆動装置 (4) ほう酸注入機能を有する設備(非常用のものに限る)に係るもの (5) ほう素熱再生設備に係るもの (6) 計測装置(非常用のものに限る) (7) 原子炉非常停止信号の変更を伴うもの (8) 工学的安全施設等の作動信号の変更を伴うもの (9) 制御用空気設備(非常用の機器への供給ラインに係るものに限る)に係るもの (10) 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く)の運転を管理するための制御装置を除く)の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
8	蒸気タービンに係るもの 蒸気タービンに係るものの修理であつて、次に掲げるもの	(1) 車室、円板又は車軸の強度に影響を及ぼすもの(溶接補修を除く) (2) 給水ポンプ(加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る)、貯水設備(加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて、補助給水設備その他の重大事故等に対処するためのものに限る)、主配管(加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る) (3) 制御材(制御棒又はほう酸に限る)に係るもの (4) 制御棒駆動装置 (5) ほう素熱再生設備に係るもの (6) 計測装置(非常用のものに限る) (7) 原子炉非常停止信号の変更を伴うもの (8) 工学的安全施設等の作動信号の変更を伴うもの (9) 制御用空気設備(非常用の機器への供給ラインに係るものに限る)に係るもの (10) 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く)の運転を管理するための制御装置を除く)の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	(1) 制御方式(非常用のものに限る)の変更を伴うもの (2) 制御材(ほう酸注入機能を有する設備(非常用のものに限る)に係るもの (3) 制御棒駆動装置 (4) ほう酸注入機能を有する設備(非常用のものに限る)に係るもの (5) ほう素熱再生設備に係るもの (6) 計測装置(非常用のものに限る) (7) 原子炉非常停止信号の変更を伴うもの (8) 工学的安全施設等の作動信号の変更を伴うもの (9) 制御用空気設備(非常用の機器への供給ラインに係るものに限る)に係るもの (10) 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く)の運転を管理するための制御装置を除く)の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
9	原子炉非常停止信号の変更を伴うもの 原子炉非常停止信号の変更を伴うもの	(1) ほう酸注入設備(原子炉冷却材圧力が100%に係るものに限る)に係るもの (2) 制御材駆動装置(非常用のものに限る)に係るもの (3) 加圧水型発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く)の運転を管理するための制御装置に係るもの (4) 加圧水型発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く)の運転を管理するための制御装置に係るもの (5) 加圧水型発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く)の運転を管理するための制御装置に係るもの (6) 原子炉非常停止信号の変更を伴うもの	(1) ほう酸注入設備(原子炉冷却材圧力が100%に係るものに限る)に係るもの (2) 制御材駆動装置(非常用のものに限る)に係るもの (3) 加圧水型発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く)の運転を管理するための制御装置に係るもの (4) 加圧水型発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く)の運転を管理するための制御装置に係るもの (5) 加圧水型発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く)の運転を管理するための制御装置に係るもの (6) 原子炉非常停止信号の変更を伴うもの




とる載に炉原電へ波び力の施子用發2  
こす記別子用發數周及出設炉原電

人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書  
発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書  
放射性物質により汚染するおそれがある管理区域（第二条第二項第四号に規定する管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量のみが同号の規定に基づき告示する線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。）並びにその地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及び放射性物質を含む排水を安全に処理する設備の配置の概要を明示した図面  
取水口及び放水口に関する説明書  
設備別記載事項のうち、容量又は注入速度、最高使用圧力、最高使用温度、個数、再結合効率、加熱面積、伝熱面積、揚程又は吐出圧力、原動機の出力、外径、閉止時間、漏えい率、制限流量、落下速度、駆動速度及び挿入時間、効率、吹出圧力、慣性定数、回転速度半減時間、慣性モーメント、設定破裂圧力並びに設計温度の設定根拠に関する説明書  
環境測定装置（放射線管理用計測装置に係るもの）の構造図及び取付箇所を明示した図面  
二項第三十三号ロに規定するクラス1機器をいう。）及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書（クラス1機器にあっては、支持構造物を含めて記載すること。）  
安全設備（技術基準規則第二条第二項第九号に規定する安全設備をいう。及び重大事故等対処設備（設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。）が使用される条件の下における健全性に関する説明書  
発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書

原子炉  
本体

(1) 原子炉圧力容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに監視試験片の種類、初装荷個数及び取付箇所	沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項
	1 炉型式、定格熱出力、過剰反応度及び反応度係数（減速材温度係数、燃料棒温度係数、減速材ボイド係数及び出力反応度係数）並びに減速材の名称、種類及び組成
	2 炉心に係る次の事項
	(1) 炉心形状、格子形状、燃料集合体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径
	(2) 燃料体最高燃焼度（初装荷及び取替えの別並びに燃料材、燃料要素及び燃料集合体の別に記載すること。）及び核燃料物質の最大装荷量
	(3) 燃料材の最高温度
	(4) 熱的制限値（最小限界出力比及び最大線出力密度）
	3 燃料体の名称、種類、主要寸法及び材料（初装荷及び取替えの別に記載すること。）
	4 チャンネルボックスの主要寸法及び材料
	5 反射材の名称、種類及び組成
	6 炉心支持構造物に係る次の事項
(2) 上部格子板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(1) 炉心シユラウド及びシユラウドサポートの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(3) 炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(4) 燃料支持金具の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(4) 制御棒案内管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(5) 制御棒案内管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(5) 原子炉圧力容器に係る次の事項	7 原子炉圧力容器に係る次の事項

(1) 原子炉圧力容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに監視試験片の種類、初装荷個数及び取付箇所	発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書
	発電用原子炉施設の蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面
	安全避難通路に関する説明書及び安全避難通路を明示した図面
	强度に関する説明書
	構造図
	非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面
	耐震性に関する説明書
	强度に関する説明書
	構造図
	原子炉本体の耐熱性、耐放射線性、耐食性その他の性能に関する説明書及び原子炉本体の基礎に関する説明書
	監視試験片の取付箇所を明示した図面
	原子炉（圧力）容器の脆性破壊防止に関する説明書

(2) 原子炉圧力容器支持構造物に係る次の事項	イ 支持構造物の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
	ロ 基礎ボルトの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
	(3) 原子炉圧力容器付属構造物に係る次の事項
	ハ 中性子束計測ハウジングの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
	ニ 制御棒駆動機構ハウジングの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
	ホ 制御棒駆動機構ハウジング支持金具の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
	ヘ 原子炉冷却材再循環ポンプモータケーシング（改良型沸騰水型発電用原子炉施設に係るものに限る。）の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
	チ 差圧検出・ほう酸水注入配管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
	ト ジエットポンプ計測管貫通部シールの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
	リ 主蒸気流量制限器（改良型沸騰水型発電用原子炉施設に係るものに限る。）の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
	(4) 原子炉圧力容器内部構造物に係る次の事項
	イ 蒸気乾燥器の蒸気乾燥器ユニット及び蒸気乾燥器ハウジングの名称、種類、主要寸法、材料及び個数
	ロ 気水分離器及びスタンドパイプの名称、種類、主要寸法、材料及び個数
	ハ シュラウドヘッドの名称、種類、主要寸法、材料及び個数
	ニ ジェットポンプの名称、種類、主要寸法、材料及び個数

1 適用規格	スパージャ及び内部配管の名称、種類、主要寸法、材料及び個数
2 炉型式、定格熱出力、過剰反応度及び反応度係数（減速材温度係数、ドップラ係数、ボイド係数及び圧力係数）並びに減速材の名称、種類及び組成	中原子炉本体に係る工事の方法
3 炉心に係る次の事項	中原子炉本体の基本設計方針、適用基準及び加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項
4 炉心形状、燃料集合体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径	中原子炉本体に係る次の事項
5 燃料材の最高温度	中原子炉本体に係る次の事項
6 反射材の名称、種類、組成、主要寸法、材料及び個数	中原子炉本体に係る次の事項
7 炉心支持構造物に係る次の事項	中原子炉本体に係る次の事項
8 炉心支持柱の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	中原子炉本体に係る次の事項
9 炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	中原子炉本体に係る次の事項
10 下部炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	中原子炉本体に係る次の事項
11 下部炉心板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	中原子炉本体に係る次の事項
12 熱遮蔽材の名称、種類、主要寸法、材料及び個数	中原子炉本体に係る次の事項

設 設 取 扱 施 設 取 扱 施 物 質 の 核 燃 料

1 燃料取扱設備に係る次の事項	(1) 原子炉容器支持構造物に係る次の事項 イ 支持構造物の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 ロ 基礎ボルトの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
2 新燃料貯蔵設備に係る次の事項	(2) 原子炉容器蓋管台の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 イ 原子炉容器蓋管台の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 ロ 基礎ボルトの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
3 使用済燃料貯蔵設備に係る次の事項	(3) 原子炉容器内部構造物に係る制御棒クラスター案内管の名称、種類、主要寸法、材料及び個数 イ 原子炉容器内部構造物に係る制御棒クラスター案内管の名称、種類、主要寸法、材料及び個数 ロ 基礎ボルトの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
4 使用済燃料運搬用容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(4) 原子炉本体の基本設計方針、適用基準及び取扱規格 イ 原子炉本体に係る工事の方法 ロ 基礎ボルトの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
5 新燃料貯蔵庫（仮貯蔵庫を含む。）の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	(5) 原子炉容器に係る次の事項 イ 原子炉容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 ロ 基礎ボルトの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
6 使用済燃料貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	(6) 原子炉容器蓋管台の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 イ 原子炉容器蓋管台の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 ロ 基礎ボルトの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
7 使用済燃料貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	(7) 原子炉容器に係る次の事項 イ 原子炉容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 ロ 基礎ボルトの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
8 使用済燃料貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	(8) 原子炉容器に係る次の事項 イ 原子炉容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 ロ 基礎ボルトの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
9 使用済燃料貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	(9) 原子炉容器に係る次の事項 イ 原子炉容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 ロ 基礎ボルトの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
10 使用済燃料貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	(10) 原子炉容器に係る次の事項 イ 原子炉容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 ロ 基礎ボルトの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
11 使用済燃料貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	(11) 原子炉容器に係る次の事項 イ 原子炉容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 ロ 基礎ボルトの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
12 使用済燃料貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	(12) 原子炉容器に係る次の事項 イ 原子炉容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 ロ 基礎ボルトの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
13 使用済燃料貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	(13) 原子炉容器に係る次の事項 イ 原子炉容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 ロ 基礎ボルトの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

防止に関する説明書

用済燃料貯蔵槽の構成に関する説明書  
用済燃料貯蔵槽の構成に関する説明書  
用済燃料貯蔵槽の構成に関する説明書  
用済燃料貯蔵槽の構成に関する説明書  
用済燃料貯蔵槽の構成に関する説明書  
用済燃料貯蔵槽の構成に関する説明書  
用済燃料貯蔵槽の構成に関する説明書

燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書

- (4) 破損燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(5) 制御貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(6) 制御貯蔵槽ハシガの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(7) 使用済燃料貯蔵容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料

(8) 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数

(9) 使用済燃料貯蔵槽冷却淨化設備に係る次の事項

(1) 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(5) スキマサージ槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(6) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(7) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の別に記載すること。）

(8) 主配管（スプレイヘッダを含む。）の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の別に記載すること。）

- 型の場合は、個数及び取付箇所を付記する。)

5 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格

6 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設に係る工事の方法

7 加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項

1 燃料取扱設備に係る次の事項

(1) 新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器の名称、種類、容量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

(2) 原子炉キャビティ及び燃料取替キャナールの名称、種類、主要寸法及び材料

(3) 使用済燃料運搬用容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料

2 新燃料貯蔵設備に係る次の事項

(1) 新燃料貯蔵庫の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(2) 新燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

3 使用済燃料貯蔵設備に係る次の事項

(1) 使用済燃料貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(2) 使用済燃料運搬用容器ピットの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(3) 使用済燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(4) 破損燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数

(5) 使用済燃料貯蔵用容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料

(6) 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数

(7) 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係る次の事項

4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係る次の装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数

(1) 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）

原 原子炉 子 炉 冷 却 系 統 施 設	(1) 伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） (2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） (3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） (4) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数 (5) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） (6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） (7) 主配管（スプレイヘッダを含む。）の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。） (8) 燃料取替用水設備に係る次の事項 (1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所 (2) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 (3) 沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものをお除く。）にあつては、次の事項 1 原子炉冷却材の種類及び純度並びに原子炉压力容器本体の入口及び出口の原子炉冷却材の圧力及び温度 2 原子炉压力容器本体の炉心の原子炉冷却材の流量及び蒸気の発生量 3 原子炉冷却材再循環設備に係る次の事項
構造図	原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面及び系統図 蒸気タービンの給水処理系統図 耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。） 強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）
原子炉格納容器内の原子炉冷却材又は一次冷却材の漏えいを監視する装置の	

- と)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
- (3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
- (4) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
- (5) ろ過装置の名称、種類、容量、吐出圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
- (6) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、容量、吐出圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
- (7) 主配管(使用済燃料貯蔵槽の補給及び冷却用いるものを含む)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
- (8) 主配管(使用済燃料貯蔵槽の補給及び冷却用いるものを含む)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合には、個数及び取付箇所を付記すること)。
- (9) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
- (10) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
- 6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る次の事項
- (1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
- (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所
- (3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
- (4) 主配管の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数及び取付箇所
- (5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
- 7 原子炉冷却材補給設備に係る次の事項
- (1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所
- (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所
- (3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
- (4) 主配管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所
- (5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
- 8 原子炉補機冷却設備に係る次の事項
- (1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
- (2) 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
- (3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。

- (3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所
- (4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
- (5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吐出圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
- (6) 主配管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
- (7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること)。
- (8) 原子炉冷却材補給設備に係る次の事項
- (1) ポンプの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
- (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数及び取付箇所
- (3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
- (4) 主配管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所
- (5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
- 8 原子炉補機冷却設備に係る次の事項
- (1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
- (2) 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。
- (3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること)。

類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(5) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(6) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(7) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(8) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(9) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）

(10) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(1) 排風機の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

9 原子炉冷却材浄化設備に係る次の事項  
 (1) 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数  
 (2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数  
 (3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数  
 (4) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数  
 (5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数  
 (6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所

(5) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所

(6) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

10 原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数

11 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格

12 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）に係る工事の方策

13 加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（蒸気タービンに係るものを除く。）にあっては、次の事項

1 一次冷却材の種類及び純度並びに原子炉容器本体の入口及び出口の一次冷却材の圧力及び温度

2 原子炉容器本体の炉心の一次冷却材の流量

3 加圧器の圧力

4 一次冷却材の循環設備に係る次の事項

(1) 蒸気発生器（主蒸気流量制限器がある場合）はその旨を記載すること。の名称、種類、容量、最高使用圧力（一次側、二次側、管板及び伝熱管の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側、二次側、管板及び伝熱管の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側、二次側、管板及び伝熱管の別に記載すること。）、加熱面積、伝熱管の本数、主要寸法、材料及び個数並びに伝熱管振止め金具の種類、主要寸法、材料、個数及び取付位置

(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、慣性モーメント、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(3) 加圧器（スプレイがある場合はその旨を記載すること。）の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(4) 加圧器ヒータの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（比例ヒータ及び後備ヒータの別に記載すること。）

(5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出数、取付箇所及び吹出場所

(6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数

- 及び取付箇所（加圧器逃がし弁にあっては、吹出圧力及び吹出量を付記すること。）
- (7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（主蒸気・主給水設備に係る次の事項）
- (1) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（主蒸気逃がし弁にあっては、吹出圧力及び吹出量を付記すること。）
- (2) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（主配管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (3) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (4) 压縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）
- (8) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

- 個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (9) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る次の事項）
- (1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (2) 容器の名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (3) 貯蔵槽（格納容器再循環サンプを含む。）
- (4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）
- 8 化学体積制御設備に係る次の事項
- (1) 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）
- (2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数
- (3) 容器の名称、種類、容量、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、最高使用圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所
(6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所
(7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
9 原子炉補機冷却設備に係る次の事項
(1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
(2) 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
(3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
(4) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
(5) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
(6) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(7) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出压力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
(8) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
(9) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）

(10) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
(11) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
10 原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数
11 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格
12 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）に係る工事の方法
1 蒸気タービンに係るものにあつては、次の事項
(1) 種類、定格出力、気筒数、主蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、再熱蒸気止め弁の入口の圧力及び温度、抽気圧力、抽気量、排気圧力、回転速度並びに被動機一体の危険速度
(2) 車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸の主要寸法及び材料並びに管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
(3) 調速装置及び非常調速装置の種類並びに調速装置で制御される主要弁の種類、駆動方法及び個数
4 復水器に係る次の事項
イ 種類、冷却水温度、冷気面積及び材料
ロ 空気抽出器、復水ポンプ及び冷却水ポンプの種類、容量及び個数
2 蒸気タービンの附属設備に係る次の事項
(1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数
(2) 热交換器（湿分分離器を含む。）に係る次の事項
イ 種類、容量又は発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、主要寸法、材料並びに個数
ロ 蒸気を発生する熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
(3) 給水ポンプの種類（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものにあつては、重大事故等に対処するためのものにあつては、

計測制御系統施設	
(1) 制御棒の位置の制御方法、原子炉再循環流量の制御方法、ほう酸水注入設備の制御方法、発電用原子炉の圧力の制御方法及び安全保護系等の制御方法	
(2) 発電用原子炉の制御方法	
制御棒の位置の制御方法、原子炉再循環流量の制御方法、ほう酸水注入設備の制御方法、発電用原子炉の圧力の制御方法及び安全保護系等の制御方法	
(1) 制御棒の名前、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、最大反応度値（制御棒グル	

作範囲に関する説明書	
（1）制御材駆動装置に係る次の事項 （2）ほう酸水の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、負の反応度添加率及び貯蔵量	
（1）制御棒駆動機構の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数、取付箇所、駆動速度及び挿入時間並びに電動駆動の場合にあつては原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	
（2）制御棒駆動水圧設備に係る次の事項 イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	
（3）制御材駆動装置に係る次の事項 イ ポンプの駆動室外の原子炉停止機能及び監視機能並びに緊急時制御室の機能に関する説明書	

（1）発電用原子炉の制御方式 発電用原子炉の反応度の制御方式、ほう酸水注入の制御方式、発電用原子炉の圧力の制御方式、発電用原子炉の水位の制御方式及び安全保護系その他重大事故等が発生時に発電用原子炉を安全に停止するための回路（以下この表において「安全保護系等」という。）の制御方式	（1）制御方式及び制御方法 沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るもの）を除く。）にあつては、次の事項 1 制御方式及び制御方法 （1）発電用原子炉の制御方式 発電用原子炉の反応度の制御方式、ほう酸水注入の制御方式、発電用原子炉の圧力の制御方式、発電用原子炉の水位の制御方式及び安全保護系その他重大事故等が発生時に発電用原子炉を安全に停止するための回路（以下この表において「安全保護系等」という。）の制御方式	（1）制御方式及び制御方法 （1）発電用原子炉の制御方式 発電用原子炉の反応度の制御方式、ほう酸水注入の制御方式、発電用原子炉の圧力の制御方式、発電用原子炉の水位の制御方式及び安全保護系その他重大事故等が発生時に発電用原子炉を安全に停止するための回路（以下この表において「安全保護系等」という。）の制御方式
	（2）発電用原子炉の制御方法 制御棒の位置の制御方法、原子炉再循環流量の制御方法、ほう酸水注入設備の制御方法、発電用原子炉の圧力の制御方法及び安全保護系等の制御方法	（2）発電用原子炉の制御方法 制御棒の位置の制御方法、原子炉再循環流量の制御方法、ほう酸水注入設備の制御方法、発電用原子炉の圧力の制御方法及び安全保護系等の制御方法
	（1）制御材に係る次の事項 （1）制御棒の名前、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、最大反応度値（制御棒グル	（1）制御材に係る次の事項 （1）制御棒の名前、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、最大反応度値（制御棒グル

（1）制御材に係る次の事項 （1）制御棒の名前、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、最大反応度値（制御棒グル	（1）制御材に係る次の事項 （1）制御材の構成に関する説明書、計測装置の構成に関する説明書、計測装置及び検出器の取付箇所を示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書	（1）制御材に係る次の事項 （1）制御材の構成に関する説明書、計測装置の構成に関する説明書、計測装置及び検出器の取付箇所を示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書

数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4) 主弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を記載すること。）

5 計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。）

(1) 起動領域計測装置（中性子源領域計測装置、中間領域計測装置）及び出力領域計測装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力、温度又は流量（代替注水の流量を含む。）を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) 原子炉圧力容器本体の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4) 原子炉格納容器本体の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(5) 非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(6) 原子炉冷却材浄化設備に係る原子炉冷却材の水質を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(7) 原子炉冷却材再循環流量（改良型沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあっては、炉心流量）を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(8) 制御棒の位置を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(9) 制御棒駆動水の圧力を計測する装置の名稱、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(10) 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(11) 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(12) 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(13) 原子炉非常停止信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、原子炉非常停止に要する信号の個数及び設定値並びに原子炉非常停止信号を発信させない条件

7 工学的安全施設等の起動信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、工学的安全施設等の起動に要する信号の個数及び設定値並びに工学的安全施設等の起動信号を発信させない条件

8 制御用空気設備に係る次の事項

(1) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4) 主弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）

9 原子炉冷却材再循環ポンプ電源装置に係る次の事項

(1) 原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置の名称、種類、容量、主要寸法、電圧、

	相、周波数、個数及び取付箇所（電圧、相及び周波数は入力及び出力の別に記載すること。）
	（2）原子炉冷却材再循環ポンプMGセットの名称、発電機の種類、容量、主要寸法、回転速度及び個数並びに原動機の種類、容量、主要寸法、電圧、個数及び取付箇所（可変流体継手を有する場合は、種類、出力、すくい管速度及び個数を記載すること。）
	10 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格
	11 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）に係る工事の方法
	加圧水型発電用原子炉施設に係るもの（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るもの）を除く。）にあっては、次の事項
1 制御方式及び制御方法	
（1）発電用原子炉の制御方式	発電用原子炉の反応度の制御方式、加圧器の圧力、加圧器の水位の制御方式及び安全保護系等の制御方式
（2）発電用原子炉の制御方法	制御棒の位置の制御方法（一次冷却材の温度の制御を含む。）、一次冷却材のほう素濃度の制御方法、加圧器の圧力、加圧器の水位の制御方法及び安全保護系等の制御方法
2 制御材に係る次の事項	
（1）制御棒の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、主要寸法及び個数	（1）ほう酸の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、貯蔵量、負の反応度添加率及び出力運転時のほう素濃度
（2）ほう酸の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、貯蔵量、負の反応度添加率及び出力運転時のほう素濃度	（3）バーナブルボイズンの名称、種類、組成、反応度制御能力、主要寸法及び個数
3 制御棒駆動装置の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数、取付箇所、駆動速度及び挿入時間並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	（常設及び可搬型の別に記載すること。）
4 ほう酸注入機能を有する設備に係る次の事項	（1）ポンプの名称、種類、容量又は注入速度、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

	（2）容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
	（3）ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
	（4）安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
	（5）主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
	（6）主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合には、個数及び取付箇所を付記すること。）
5 ほう素熱再生設備に係る次の事項	
	（1）熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数
	（2）ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
	（3）主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
6 計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。）	
	（1）中性子源領域計測装置、中間領域計測装置及び出力領域計測装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
	（2）原子炉容器本体の入口又は出口の一次冷却材の圧力、温度又は流量（代替注水の流量を含む。）を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
	（3）原子炉容器本体内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

- (4) 加圧器内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (5) 原子炉格納容器本体内の圧力、温度又は水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (6) 非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (7) 原子炉補機冷却設備に係る容器内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (8) 蒸気タービンの附属設備に係る貯水設備内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (9) 蒸気発生器内の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (10) 主蒸気の圧力、温度又は流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び可搬型の別に記載すること。
- (11) 補助給水流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (12) ほう酸注入機能を有する設備に係る容器内の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (13) 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (14) 原子炉格納容器本体の入口又は出口の温度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (15) 圧力低減設備その他の安全設備に係る熱交換器の入口又は出口の温度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
- (16) 二次格納施設内の水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

7 原子炉非常停止信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、原子炉非常停止に要する信号の個数及び設定値並びに原子炉非常停止信号を発信させない条件

8 工学的安全施設等の作動信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、工学的安全施設等の作動に要する信号の個数及び設定値並びに工学的安全施設等の作動信号を発信させない条件

9 制御用空気設備に係る次の事項

(1) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）

10 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格

11 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）に係る工事の方法

発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものにあつては、次の事項

1 制御方式  
2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能  
3 緊急時制御室操作機能  
4 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る工事の方法

(1) 気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備に係る次の事項

(2) 容器の名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法並びに漏えい防止のための制御方法

(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(4) ロ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法

(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

(6) 廃棄物貯蔵庫の名称、種類、容量、主要寸法及び材料

2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備に係る次の事項（機器がある処理能力を発揮することを目的として一体となつた装置を構成する場合は、その装置の名称、種類、処理能力及び個数を付記すること。）

(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数

(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力（真空ポンプにあっては到達真空度）、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(3) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(4) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法

(5) 流体状の放射性廃棄物の運搬用容器（放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル每立方センチメートル（流体が液体の場合にあっては、三十七キロベクレル毎立方センチメートル）以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。）の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、冷却方法、主要寸法及び

(6) 固体状の放射性廃棄物（原子炉冷却材炉バウンダリ内に施設されたものから発生する）

放射性廃棄物の廃棄施設に係る機器（流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び自動警報装置並びに排気筒を除く。）の配置を明示した図面及び系統図  
排気筒の設置場所を明示した図面  
耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）  
强度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）  
構造図  
排気筒の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面（自立型のものに限る。）  
流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大防止能力及び施設外への漏えい防止能力についての計算書  
固体廃棄物処理設備における放射性物質の散逸防止に関する説明書  
放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮蔽材の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書  
流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置及び自動警報装置の構成に関する説明書、検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書

用容器の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類  
方法

(7) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御  
冷却方法、主要寸法及び材料

(8) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用  
圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数  
(9) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最  
高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数  
及び取付箇所

(10) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使  
用温度、外径、厚さ及び材料

(11) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法  
及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(12) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法  
及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(13) プロワの名称、種類、容量、主要寸法  
及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(14) 減容・固化設備に係る焼却装置、溶融  
装置、圧縮装置、アスファルト固化装置、セメ  
ント固化装置、ガラス固化装置又はプラスチツ  
ク固化装置に係る主要機器のうち(1)から  
(13)までに掲げるもの以外の主要機器の名  
称、種類、容量又は処理能力、主要寸法、材料  
及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(15) 排気口の名称、種類、主要寸法、材料  
及び個数

(16) 排気筒の名称、種類、主要寸法、材料  
及び個数(内筒及び外筒の別に記載すること。)

3 壇<sup>ハシマ</sup>その他の設備に係る次の事項

(1) 原子炉格納容器本体外に設置される流体  
状の放射性廃棄物(気体状のものを除く。以下  
同じ。)を内包する容器(放射性物質の濃度が  
三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上  
の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限  
る。)からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの  
拡大を防止するために施設する壇<sup>ハシマ</sup>の名称、主  
要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の  
塗装の範囲及び材料

(2) 原子炉格納容器本体外に設置される流体  
状の放射性廃棄物を内包する容器からの流体状  
の放射性廃棄物の施設への漏えいを防止する  
ために施設する壇<sup>ハシマ</sup>(放射性廃棄物運搬用容器に  
あつては、流体状の放射性廃棄物の漏えいの  
拡大を防止するために施設する壇<sup>ハシマ</sup>の名称、主  
要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の  
塗装の範囲及び材料

放射線管理施設
称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料
4 原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数
5 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
6 放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項
1 放射線管理用計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること）
(1) プロセスモニタリング設備に係る次の事項
イ 主蒸気管中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
ロ 原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
ハ 放射性物質により汚染するおそれがある管区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
(2) エリアモニタリング設備に係る次の事項
イ 中央制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
ロ 緊急時制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
ハ 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
ニ 使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

放射線管理施設に係る機器（放射線管理用計測装置を除く。）の配置を明示した図面及び系統図  
放射線管理用計測装置の構成に関する説明書  
放射線管理用計測装置の系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書  
管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書  
耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）  
強度に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）  
構造図  
生体遮蔽装置の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書  
中央制御室及び緊急時制御室の居住性に関する説明書

放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の人の放射線防護を目的として線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること）及び個数

(3) 固定式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること）及び個数

(4) 移動式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所

2 換気設備（中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所に設置するもの（非常用のものに限る。）並びに放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一時的に設置する可搬型のものを除く。）に係る次の事項

(1) 容器（中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の加圧を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）並びに設計上の空気の流入率）の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）並びに設計上の空気の流入率）

(5) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）並びに設計上の空気の流入率）

(6) フィルター（公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

3 生体遮蔽装置（一次遮蔽、二次遮蔽、補助遮蔽、中央制御室遮蔽、原子炉遮蔽並びに緊急時制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）の名称、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

使用済燃料運搬用容器の放射線遮蔽材、使用済燃料貯蔵用容器の放射線遮蔽材、放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮蔽材及び一時的に設置するものを除く。)の名称、種類、主要寸法、冷却方法及び材料
4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
5 放射線管理施設に係る工事の方法
加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項
1 放射線管理用計測装置に係る次の事項(警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。)
(1) プロセスモニタリング設備に係る次の事項
イ 主蒸気管中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数
ロ 原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数
ハ 蒸気発生器プローダウン水中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数
ニ 復水器排ガス中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数
ホ 一次冷却材抽出水中的放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数
(2) エリアモニタリング設備に係る次の事項
イ 中央制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数

ロ 緊急時制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数
ハ 緊急時対策所の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数
ニ 原子炉格納容器本体内的線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数
ホ 使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数
ヘ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の人の放射線防護を目的として線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数
ス 使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。)及び個数
(3) 固定式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所(監視・記録の場所を付記すること。)及び個数
(4) 移動式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所
2 換気設備(中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所に設置するもの(非常用のものに限り。)並びに放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの。一時的に設置する可搬型のものを除く。)に係る次の事項
(1) 容器(中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の加圧を目的として設置するものに限る。)の名称、種類、容量、最高使用圧力及び最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(2) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)
(4) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、所を付記すること。

個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）並びに設計上の空気の流入率
(5) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）並びに設計上の空気の流入率
(6) フィルター（公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
3 生体遮蔽装置（一次遮蔽、二次遮蔽、補助遮蔽、中央制御室遮蔽、外部遮蔽並びに緊急管制御室及び緊急時対策所において従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。使用済燃料運搬用容器の放射線遮蔽材、使用済燃料貯蔵容器の放射線遮蔽材、放射性廃棄物運搬用容器の放射線遮蔽材及び一時的に設置するものを除く。）の名称、種類、主要寸法、冷却方法及び材料
4 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
5 放射線管理施設に係る工事の方法
1 放射線管理用計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。）
(1) プロセスモニタリング設備（放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置に限る。）の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
(2) エリアモニタリング設備に係る次の事項（イ 中央制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数）
(3) 固定式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
(4) 移動式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数

原子炉  
格納施設

2 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	2 放射線管理施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
3 放射線管理施設に係る工事の方法	3 放射線管理施設に係る工事の方法
1 原子炉格納容器に係る次の事項	1 原子炉格納容器に係る次の事項
(1) 原子炉格納容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、設計漏えい率、主要寸法、材料及び個数（ドライウェル及びサブレーメで記載すること。）	(1) 原子炉格納容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、設計漏えい率、主要寸法、材料及び個数（ドライウェル及びサブレーメで記載すること。）
2 原子炉格納施設に係る次の事項	2 原子炉格納施設に係る次の事項
(1) 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書（原子炉格納容器本体の脆性破壊度、主要寸法及び個数）	(1) 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書（原子炉格納容器本体の脆性破壊度、主要寸法及び個数）
(2) 機器搬出入口の名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（エアロックの名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数）	(2) 機器搬出入口の名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（エアロックの名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数）
(3) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線（貫通部の名称又は貫通部番号、種類、個数、最高使用圧力、最高使用温度、構成、主要寸法及び個数）	(3) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線（貫通部の名称又は貫通部番号、種類、個数、最高使用圧力、最高使用温度、構成、主要寸法及び個数）
(4) 原子炉格納容器基礎スラブの名称、種類、主な材料	(4) 原子炉格納容器基礎スラブの名称、種類、主な材料
3 事項	3 事項
(1) 真空破壊装置の名称、種類、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	(1) 真空破壊装置の名称、種類、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所
(2) ダイヤフラムフロアの名称、種類、設計差圧、主要寸法及び材料	(2) ダイヤフラムフロアの名称、種類、設計差圧、主要寸法及び材料
(3) ダウンカマの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(3) ダウンカマの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(4) ベント管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(4) ベント管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(5) ベントヘッダの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(5) ベントヘッダの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(6) 原子炉格納容器安全設備に係る次の事項	(6) 原子炉格納容器安全設備に係る次の事項
イ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	イ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ロ 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）	ロ 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）



材料、個数及び取付箇所並びに電熱器の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
カ送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ヨ排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
タフィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
(8) 原子炉格納容器調気設備に係る次の事項
イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
ロ 蒸発器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
ハ 加温器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
ニ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所
本主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
(9) 圧力逃がし装置に係る次の事項
イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ロ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ハ 圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所
ニ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
トハ 圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所
ハ 圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所
ニ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合、個数及び取付箇所に記載すること。）
ハ 圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
本排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ヘフィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、

効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
4 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格
5 原子炉格納施設に係る工事の方法
は、次の事項
1 原子炉格納容器に係る次の事項
(1) 原子炉格納容器本体の名称、種類、最高加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項
(2) 機器搬出入口の名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(3) エアロゾックの名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部の名称又は貫通部番号、種類、個数、最高使用圧力、最高使用温度、構成、主要寸法及び材料
2 二次格納施設に係る次の事項
(1) プレストレストコンクリート製格納容器に係るアニユラス区画構造物の名称、種類、設計負圧、設計温度、主要寸法及び材料
(2) 鋼製格納容器に係る次の事項
イ 外周コンクリート壁の名称、種類、主要寸法及び材料
ロ アニユラスシールの名称、種類、設計圧力、設計温度及び材料
(3) ハイブリッド型格納容器に係る外周コンクリート壁の名称、種類、設計圧力、主要寸法及び材料
3 圧力低減設備その他の安全設備に係る次の事項
(1) 格納容器安全設備に係る次の事項
イ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ロ 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ハ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、

類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ニ 壓縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ホ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、主寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ト 最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
リ 最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
チ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ヌ 主配管の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ル 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合、個数及び取付箇所を付記すること。）
（2）排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
（2）アイスコンデンサ設備に係る次の事項 イ 上部、下部及びアイスコンデンサのコンパートメントの主要寸法及び材料 ロ 下部入口ドア、中間デッキドア及び上部デッキドアの主要寸法及び材料 ハ アイスバケットの種類、主要寸法、材料及び個数 ニ エアリターンファンの名称、種類、容量、主要寸法及び個数 ホ 空気冷却ファンクーラの名称、種類、容量、主要寸法及び個数 ドレン管の主要寸法、材料及び個数

（3）真空逃がし装置の名称、種類、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所
（4）放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備に係る次の事項 ロ 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ハ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ニ 壓縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ホ 加熱器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
チ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ト 蒸発器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
チ 加温器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
リ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ヌ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ル 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）



載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)

2 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 内燃機関に係る次の事項

イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量、個数並びに取付箇所並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ロ 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類ハ 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ニ 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の項目

1 空気だめの安全弁の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

2 空気だめの名称、種類、容量、最高使用圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

3 空気圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

4 燃料設備に係る次の事項

イ ポンプの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ロ ガススターバイン及び内燃機関以外を用いた発電装置の名称、電圧、電流、主要寸法及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(4) 燃料設備に係る次の事項

イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ロ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ハ 時蔵槽の名称、種類、容量、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ニ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）

ホ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）

ト 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

チ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

に記載し、可搬型の場合、個数及び取付箇所を付記すること。)

(5) 発電機に係る次の事項

イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、冷却方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ロ 励磁装置の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ハ 保護継電装置の名称及び種類

ニ 原動機との連結方法

(6) 冷却設備に係る次の事項

イ 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高

使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ロ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出

圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸

法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ハ ポンプの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ロ 過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ハ ポンプの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ホ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高

使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及

び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ト 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び

出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸

法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ト 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個

数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個

数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載す

ること。）

常 常 源 電 用 設 備	
補 助 ボ イ ラ ー 3 1 ラ	
3 その他の電源装置（非常用のものに限る。）	に係る次の事項
(1) 無停電電源装置の名称、種類、容量、電圧、周波数、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(1) 給水ポンプの種類、個数並びに原動機の種類及び出力
(2) 電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(2) 貯水設備の種類、容量及び個数
4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	7 補助ボイラーに附属する熱交換器に係る次の事項
5 非常用電源設備に係る工事の方法	(1) 種類、発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、主要寸法、材料並びに個数
1 発電機に係る次の事項	常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面
(1) 発電機の種類、容量、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法及び冷却法並びに発電動機の場合は、出力	耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）
(2) 励磁装置の種類、容量、回転速度、駆動方法及び個数（常用及び予備の別に記載すること。）	常用電源設備の健全性に関する説明書
(3) 保護継電装置の種類	電磁誘導電圧計算書（電圧十七万ボルト以上の電力系統に係る中性点接地装置の工事を含む場合に限る。）
(4) 原動機との連結方法	短絡強度計算書
2 変圧器に係る次の事項	三相短絡容量計算書
(1) 変圧器の種類、容量、電圧（一次、二次及び三次の別に記載し、電圧調整装置を有するものは、電圧調整範囲及びタップ数を付記すること。）、相、周波数、結線法、冷却法、個数及び取付箇所並びに電気事業の用に供するものにあつては、常用及び予備の別	常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面
(2) 保護継電装置の種類	耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）
3 避断器に係る次の事項	常用電源設備の健全性に関する説明書
(1) 避断器の種類、電圧、電流、遮断電流、遮断時間、個数及び取付箇所	電磁誘導電圧計算書（電圧十七万ボルト以上の電力系統に係る中性点接地装置の工事を含む場合に限る。）
(2) 保護継電装置の種類	短絡強度計算書
4 常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	三相短絡容量計算書
5 常用電源設備に係る工事の方法	常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面
1 补助ボイラーの種類、最大蒸発量、最高使用圧力、最高使用温度、伝熱面積、排出ガス量及び個数	耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）
2 再熱器の通過蒸気量、最高使用圧力、最高使用温度及び伝熱面積	常用電源設備の健全性に関する説明書
3 節炭器の伝熱面積	電磁誘導電圧計算書（電圧十七万ボルト以上の電力系統に係る中性点接地装置の工事を含む場合に限る。）
4 脈管寄せ及び管の主要寸法及び材料	短絡強度計算書
5 安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面
6 補助ボイラーに附属する給水設備に係る次の事項	耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）
補助ボイラーに附属する燃料系統図	常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面
構造図	耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）
補助ボイラーの基礎に関する説明書	常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面
制御方法に関する説明書	耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）
安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。）	常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面

1 給水ポンプの種類、個数並びに原動機の種類及び出力	（1）給水ポンプの種類、個数並びに原動機の種類及び出力
2 貯水設備の種類、容量及び個数	（2）貯水設備の種類、容量及び個数
3 補助ボイラーに附属する熱交換器に係る次の事項	7 補助ボイラーに附属する熱交換器に係る次の事項
(1) 種類、発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、主要寸法、材料並びに個数	(1) 種類、発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次側の別に記載すること。）、主要寸法、材料並びに個数
(2) 貯水設備の種類、容量及び個数	(2) 貯水設備の種類、容量及び個数
4 補助ボイラーに附属する通風設備の通風機の種類及び個数	8 補助ボイラーに附属する通風設備の通風機の種類及び個数
5 补助ボイラーに附属する空気圧縮設備及びガス圧縮設備に係る次の事項	9 补助ボイラーに附属する空気圧縮設備及びガス圧縮設備に係る次の事項
(1) 空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数	(1) 空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数
(2) 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	(2) 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
6 补助ボイラーに附属する管等に係る次の事項	10 补助ボイラーに附属する管等に係る次の事項
(1) 主配管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	(1) 主配管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
(2) 蒸気だめ、減圧装置及び減温装置の最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料	(2) 蒸気だめ、減圧装置及び減温装置の最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料
(3) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	(3) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
7 水循環系統図	11 油燃焼用機器に係る次の事項
補助ボイラーに附属する主配管の配置	(1) 原油用又は原油以外の石油（液化石油ガスを除く。）の発熱量
水循環系統図	(2) 輸送装置及びバーナーの種類、容量及び個数並びに原油及び原油以外の石油（液化石油ガスを除く。）の発熱量
補助ボイラーの基礎に関する説明書	(3) 热交換器の種類及び個数
制御方法に関する説明書	12 その他の燃料の燃焼用機器に係る輸送装置及び燃焼器の種類、容量及び個数並びにその他燃料の発熱量
安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。）	13 燃料運搬設備に係る油の輸送管であつて、外径三百ミリメートル以上のものの最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
補助ボイラーに附属する給水設備に係る次の事項	14 燃料貯蔵設備に係る油タンクの種類、容
補助ボイラーの基礎に関する説明書	量及び個数



		機種の類別	
燃料体		1	2
再結合装置	再結合装置の種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法及び材料並びに電熱器の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）	1 燃料体の種類、主要寸法及び材料（初装荷及び取替えの別に記載すること。） 2 燃料体の基本設計方針、適用基準及び適用規格	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 强度に関する説明書
再結合装置	再結合装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格	3 燃料体に係る製作の方法	構造図 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐食性その他の性能に関する説明書 燃料体が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し
再結合装置	再結合装置の種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法及び材料並びに電熱器の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）	1 特定兼用キヤスクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料並びに放射線遮蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料 2 特定兼用キヤスクの基本設計方針、適用基準及び適用規格 3 特定兼用キヤスクに係る製作の方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 自然現象による損傷の防止に関する説明書 耐震性に関する説明書 强度に関する説明書 構造図 燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書 特定兼用キヤスクの冷却能力に関する説明書 放射線遮蔽材の放射線の遮蔽及び熱除去についての計算書 特定兼用キヤスクが使用される条件の下における健全性に関する説明書 外運搬規則第二十一条第二項の規定による容器の設計に関する原子力規制委員会の承認を受けたことに関する説明書 新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 强度に関する説明書 構造図 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し
再結合装置	再結合装置の種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法及び材料並びに電熱器の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）	1 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） 2 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料 3 圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） 4 主配管の名称、最高使用圧力、最高圧力逃がし装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 5 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） 6 フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） 7 圧力逃がし装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格 8 圧力逃がし装置に係る製作の方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し
再結合装置	再結合装置の種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法及び材料並びに電熱器の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）	1 ガスタービンの主要寸法及び材料 2 ガス量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） 3 調速装置及び非常調速装置の種類構造図 4 ガスタービンに附属する熱交換器容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の圧力（一次側及び二次側の別に記載する出力の設定根拠に関する説明書（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。））の別に記載すること。）、主要寸法、材ガスタービンを原動力とする発電設備が使用される	水素濃度低減性能に関する説明書 再結合装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し
再結合装置	再結合装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格	3 壓力逃がし装置に係る製作の方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 强度に関する説明書 構造図 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐食性その他の性能に関する説明書 燃料体が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し

		置しが逃る圧力	
設備		ガスタービン	ガスタービン
再結合装置	再結合装置の種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法及び材料並びに電熱器の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）	1 ガスタービンに係る次の事項（1）ガスタービンの種類、出力、入口及び出口の圧力及び温度、設計外気温度、ガススタービンを原動力とする発電設備に係る機器の回転速度、被動機一体の危険速度、排出ガス量並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） 2 主要な管の主要寸法及び材料（常耐震性に関する説明書） 3 調速装置及び非常調速装置の種類構造図 4 ガスタービンに附属する熱交換器容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の圧力（一次側及び二次側の別に記載する出力の設定根拠に関する説明書（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。））の別に記載すること。）、主要寸法、材ガスタービンを原動力とする発電設備が使用される	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し
再結合装置	再結合装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格	3 壓力逃がし装置に係る製作の方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 耐震性に関する説明書 强度に関する説明書 構造図 燃料体の耐熱性、耐放射線性、耐食性その他の性能に関する説明書 燃料体が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し
再結合装置	再結合装置の種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法及び材料並びに電熱器の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）	1 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） 2 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料 3 圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） 4 主配管の名称、最高使用圧力、最高圧力逃がし装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 5 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） 6 フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） 7 圧力逃がし装置の基本設計方針、適用基準及び適用規格 8 圧力逃がし装置に係る製作の方法	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し
再結合装置	再結合装置の種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法及び材料並びに電熱器の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）	1 ガスタービンの主要寸法及び材料 2 ガス量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。） 3 調速装置及び非常調速装置の種類構造図 4 ガスタービンに附属する熱交換器容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（一次側及び二次安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。））の別に記載すること。）、主要寸法、材ガスタービンを原動力とする発電設備が使用される	水素濃度低減性能に関する説明書 再結合装置が使用される条件の下における健全性に関する説明書 第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し 申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し

料並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

第百六条の型式設計特定機器を購入する契約を締結している者にあつては、当該契約書の写し申請に係る型式設計特定機器の特定機器型式証明通知書又は特定機器型式証明変更承認通知書の写し

(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程  
又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用  
温度、主要寸法、材料及び個数並びに原  
動機の種類、出力及び個数(常設及び

内燃機関	内燃機関		
電設	電設		
備	備		
材	材		
(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程 又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使 用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原 動機の種類、出力及び個数（常設及び可 搬型の別に記載すること。）	(3) ろ過装置の名称、種類、容量、最 高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、 材料及び個数（常設及び可搬型の別に記 載すること。）	(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧 力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆 動方法及び個数（常設及び可搬型の別に記 載すること。）	(5) 主配管の名称、種類、最高使用圧 力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
(6) 冷却塔の種類、容量、入口及び出 口の冷却水標準温度、設計外気温度、主 要寸法並びに個数（常設及び可搬型の別 に記載すること。）	(7) 送風機の名称、種類、容量、主要 寸法及び個数並びに原動機の種類、出力 及び個数（常設及び可搬型の別に記載す ること。）	(8) 排風機の名称、種類、容量、主要 寸法及び個数並びに原動機の種類、出力 及び個数（常設及び可搬型の別に記載す ること。）	(9) ガスタービンを原動力とする発電設 備に係る製作の方法
(1) 機関の名称、種類、出力、回転速 度、燃料の種類及び使用量、個数並びに 過給機の種類、出口の圧力、回転速度及 び個数（常設及び可搬型の別に記載する こと。）	(2) 調速装置及び非常調速装置の名称 及び種類	(3) 内燃機関に附属する冷却水設備の 名称、種類、容量及び個数（常設及び可 搬型の別に記載すること。）	(4) 内燃機関に附属する空気圧縮設備 に係る次の事項 イ 空気ための名称、種類、容量、最高 使用圧力、最高使用温度、主要寸法、
安全弁の吹出量計算書（バネ式のものに限る。）	强度に関する説明書	新技術の内容を十分に説明した書類 型式証明を受けた設計との整合性に関する説明書 内燃機関を原動力とする発電設備に係る機器の配置 を明示した図面及び系統図 内燃機関を原動力とする発電装置の出力の決定に關 する説明書	容量、最高使用圧力、最高使用温度、揚程又は吐出 圧力、吹出圧力及び外径、伝熱面積並びに原動機の 出力の設定根拠に関する説明書





物 質	期 間 ウランの量 ウラン255の量 ブレントニウムの量	kg	kg	kg								
使 用 度	MWh/1											
炉 用 外 取 出 量	ウランの量 ウラン255の量 ブレントニウムの量	kg	kg	kg								
燃 燒 度	MWh/1											
計 画 量	ウランの量 ウラン255の量 ブレントニウムの量	kg	kg	kg								
期 間 内 在 庫 量	ウランの量 ウラン255の量 ブレントニウムの量	kg	kg	kg								
燃 燒 度	MWh/1											
期 間 内 在 庫 量	ウランの量 ウラン255の量 ブレントニウムの量	kg	kg	kg								
其 他 の 使 用 計 画	ウランの量 ウラン255の量 ブレントニウムの量	kg	kg	kg								
そ の 他												

備考1 この表は、発電用原子炉ごとに、かつ、年次ごとに作成することとし、電気事業者以外の者にあっては、月別の記載を省

用することとする。

2 初年度及び次年度についての表は、3か年合計について、記載を要しない。

3 最大電力、平均電力、最高電率、設備利用率、総合熱効率(発電端、熟熱熱出力、平均熱出力及び燃焼室並びに期末生産量(伊内搬入用、期末搬出用)及び炉内在庫量(休止用)のウランの量、ウラン255の量及びブレントニウムの量の欄は、四半期計、上期計、下期計、年度計及び3か年合計について、それぞれの期間における値を記載すること。

4 核燃料物質消費量の欄は、当該期間において核燃料物質を発生した量をウラン255の消費量と換算して記載すること。  
5 核燃料物質使用計画の欄は、核燃料物質の受け入れ時における濃縮度が異なる場合は、その濃縮度の異なる核燃料物質ごとに区分して記載すること。

6 期末在庫量(伊内搬入用)、炉内搬入量及び炉外取出手量の欄は、再使用ための核燃料物質をそれ以外のものと区別して記載すること。

7 その他使用計画の欄は、発電の用に供する石炭、重油、ガス等の消費量をそれぞれ記載し、これらの単位当たりの発熱量についても、その他の欄に記載すること。

8 当該年度において受けられる核燃料物質については、その種類、供給者が保有する燃焼室並びに供給者の氏名又は名前及びその者の属する国の名前をその他の欄に記載すること。

9 当該年度において払い出す使用済燃料については、引取者の氏名又は名前及びその者の属する国の名前をその他の欄に記載すること。

10 発電用炉内の燃焼改善、検査、修理等又は熱交換器、タービン、発電機等の検査、修理等のために、発電の機能减弱し、又は停止する場合は、その計画を示すこと。  
11 発電用原子炉内における燃料の配置替え又は核燃料物質の再処理を行う場合は、その説明書を添付すること。

様式第2 (第136条関係) (平成30年4月8・改正・一部改正、令元原子炉2・令元原子炉3・一部改正)

年度 期放射線管理等報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第136条第1項の規定により次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称
所 在 地	

1 放射性廃棄物の発生の状況

(1) 気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度 (注1)

① 放射性物質の種類別年の年間放出量

(単位: Bq)

測定の箇所等	種類	全希ガス	<sup>131</sup> I	<sup>133</sup> I	全粒子状物質	<sup>3</sup> H
排気口						
排气監視装置又設備						
合 計						
年間放出管理目標値						

② 放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

(単位: Bq/cm<sup>3</sup>)

測定の箇所	濃 度	前半の3月間(月～月)		後半の3月間(月～月)	
		平均 値	最高 値(注2)	平均 値	最高 値(注2)
排気口					
排气監視装置又設備					
合 計					
年間放出管理目標値					

③ 排気口以外の箇所における放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値 (特定原子力施設に限る。)

(単位: Bq/cm<sup>3</sup>)

測定の箇所	濃 度	前半の3月間(月～月)		後半の3月間(月～月)	
		平均 値	最高 値	平均 値	最高 値
排気口					
排气監視装置又設備					
合 計					
年間放出管理目標値					

④ 液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度 (注1)

① 放射性物質の種類別の年間放出量

(単位: Bq)

測定の箇所等	種類	全核種( <sup>1</sup> Hを除く)	核種別			
			<sup>5</sup> Cr	<sup>48</sup> Mn	<sup>54</sup> Fe	<sup>60</sup> Co
排水水監視装置又設備						
合 計						
年間放出管理目標値						

(単位: Bq)

測定の箇所等	種類	核種別				
		<sup>60</sup> Co	<sup>131</sup> I	<sup>134</sup> Cs	<sup>137</sup> Cs	<sup>85</sup> Sr
排水水監視装置又設備						
合 計						
年間放出管理目標値						

② 放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値

(单位 : Bq/cm<sup>3</sup>)

測定の箇所	濃度		前半の3ヶ月間(月～月)		後半の3ヶ月間(月～月)	
	平均値	最高値(注2)	平均値	最高値(注2)		
排水 水槽 貯 又設 は設備						

③ 排水口以外の箇所における放射性物質の種類別の年間放出量（特定原子力施設に限る。）

(单位: Bq)

種類 測定の箇所	核種別			
	<sup>134</sup> Cs	<sup>137</sup> Cs	<sup>90</sup> Sr	<sup>3</sup> H

④ 排水口以外の箇所における放射性物質の種類別の濃度の3月間についての平均値及び最高値(特定原子力施設に限る。)

		(単位: Bq./㎠)			
測定の箇所	種類別	前半の3ヶ月間(月～月)		後半の3ヶ月間(月～月)	
		平均値	最高値	平均値	最高値
	<sup>134</sup> Cs				
	<sup>137</sup> Cs				
	<sup>90</sup> Sr				
	<sup>3</sup> H				

(3) 固体状の放射性廃棄物の保管量等（注4）

### ① 固体廃棄物貯蔵庫内の保管量等

放射性廃棄物 の種類 量	物質固化 体 (本)	ドラム缶 充壇固化 体 (本)	その他 雑固体 (本)(本相当)	合計 (本相当)
前年度末保管量				
当該年度の発生量				
当該年度の減少量				
施設内処理量				
施設外処理量				
当該年度末保管量				
貯蔵設備容量				本相当

## ② その他の設備内の保管量等

放射性廃棄物の種類 量	施設外減量				
	当該年度末保管量	タンク等	蒸気発生器保管	その他保管設備	(m <sup>3</sup> )
前年度末保管量					
当該年度の発生量					
当該年度の減少量					
施設内減量					
施設外減量					
当該年度末保管量					

(③ 廃棄物埋設施設への年間搬出量)

(単位: 体)

搬出量	均質固化体	充填固化体	合計	搬出先
累積搬出量				

(④ 特定原子力施設における放射性廃棄物の保管状況 (注 5))

(単位: m<sup>3</sup>)

種類	瓦礫類	伐採木	使用済保護衣	水処理二次廃棄物
保管場所				
保管方法				
前年度末保管量				
当該年度の増減量				
当該年度末保管量				
保管容量				

(⑤ 特定原子力施設における滞留水等の貯蔵状況)

i 建屋内滞留水貯蔵量

(単位: m<sup>3</sup>)

貯蔵量	原子炉建屋及びこれに隣接する建屋	その他

ii タンク貯蔵量

(単位: m<sup>3</sup>)

種別		
	増減量	
	貯蔵量	
	貯蔵容量	

2 使用済燃料の貯蔵量等

(単位: 体)

貯蔵施設の名称	使用済燃料貯蔵槽	乾式キャスク			
	使用済燃料の種類	ウラン酸化物	混合酸化物	ウラン酸化物	混合酸化物
前年度末貯蔵量					
当該年度の発生量					
当該年度の搬出量					
搬出先の名称					
当該年度末貯蔵量					
貯蔵施設容量					

3 放射線業務従事者の線量分布 (注 6)

(I) 放射線業務従事者の 1 年間の線量分布

放射線業務従事者	線量分布 (人)				
	0.1 mSv 以下	0.1 mSv を超え 1 mSv 以下	1 mSv を超え 2 mSv 以下	2 mSv を超え 5 mSv 以下	5 mSv を超え 10 mSv 以下
職員					
その他					
合計					

線量 放射線 業務従事者	線量分布(人)				
	10mSvを 超え15 mSv以下	15mSvを 超え20 mSv以下	20mSvを 超え25 mSv以下	25mSvを 超え30 mSv以下	30mSvを 超え35 mSv以下
職員					
その他					
合計					

線量 放射線 業務従事者	線量分布(人)				
	35mSvを 超え40 mSv以下	40mSvを 超え45 mSv以下	45mSvを 超え50 mSv以下	50mSvを 超えるも の	合計
職員					
その他					
合計					

線量 放射線 業務従事者	総線量 ( $\mu$ Sv)	線量分布(人)		合計
		平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)	
職員				
その他				
合計				

(2) 女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の3月間の線量分布

線量 放射線 業務従事者	線量分布(人)			
	0.1 mSv 以下	0.1 mSv を 超えるもの	1 mSv を超 える2 mSv 以 下	2 mSv を超 える5 mSv 以 下
前半の3月間 (~月)	職員			
	その他			
	合計			
後半の3月間 (~月)	職員			
	その他			
	合計			

線量 放射線 業務従事者	線量分布(人)		総線量 (人・ $\mu$ Sv)	平均線量 ( $\mu$ Sv)	最大線量 ( $\mu$ Sv)
	5mSvを 超えるもの	合計			
前半の3月間 (~月)	職員				
	その他				
	合計				
後半の3月間 (~月)	職員				
	その他				
	合計				

#### 4 一般公衆の実効線量の評価(注7)

(1) 気体状の放射性廃棄物による実効線量

放射性 希ガス による 実効線量	周辺監視区域外における最大線量		排気口からの方位及 び距離	
	$\mu$ Sv/年		方位	距離 km
	総量目標値評価地点における最大線量	$\mu$ Sv/年	排気口からの方位及 び距離	km
放射性 よう素 による 実効線量	総量目標値評価地点における最大線量	$\mu$ Sv/年	方位	距離 km
		$\mu$ Sv/年		

(2) 液体状の放射性廃棄物による実効線量

液体状の放射性廃棄物による実効線量	$\mu$ Sv/年

#### 5 運転時間及び熱出力(注8)

〔発電用原子炉の名称: ]

項目 月別	運転時間 (h)	熱出力	
		平均 (kW)	最大 (kW)
月			
月			
月			
月			

月		
月		
合 計		

注1 「気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」及び「液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」について

- (1) 「測定の箇所」は、保安規定（特定原子力施設にあっては、法第64条の2第2項に規定する実施計画。以下この様式において同じ。）に定められた位置とし、その箇所別に記載すること。

- (2) 排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質が放出されなかった場合は、「放出実績なし」と記載すること。

- (3) 記載する数値は、有効数字2桁、指数表示とすること。

- (4) 「放射性物質の種類別の年間放出量」の算出方法及び「放射性物質の濃度」の検出限界濃度（測定の結果、検出限界未満（ND）の場合に限る。）を注釈として欄外に記載すること。

- (5) ①(1)及び②(1)、③及び④の表について、指定された放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。

- (6) 「ペータ線を放出する放射性物質」については、年間放出量を集計した場合に限り報告すること。

2 保安規定に定められた期間についての平均濃度の3月間における最高値を記載すること。

3 加圧水型発電用原子炉の2次系のトリチウムについては、括弧書（内数）で記載すること。

4 「固体状の放射性廃棄物の保管量等」について

- (1) 原則として、200リットルドラム缶の本数で記載すること。

(2) 200リットルドラム缶に入っていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。

- (3) ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。

- (4) 「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃棄物の本数を記載すること。

- (5) 「使用済燃料貯蔵槽及びサイトバンク」の欄には、原子炉内で放射化された機器類で再使用しないものを対象とし、その数を記載すること。指定されたもの以外を保管している場合は、「その他」の欄に保管量等を同様に記載すること。

- (6) サイトバンクにおける使用済制御棒等の保管量等については、使用済燃

料貯蔵槽における保管量等と合算して記載すること。サイトバンクを有しない事業者は、当該名称を削除すること。

(7) 「タンク等」の欄には、放射性物質の減衰効果等を踏まえて長期間タンク内に貯蔵するものを対象とし、ドラム缶等に詰めるための短期間貯蔵するものは含まないこと。

(8) 「その他保管設備」の欄には、当該施設の具体的な名称とともにそれぞれの保管量等を同様に記載すること。

(9) 廃止措置に伴って発生する固体状の放射性廃棄物については、括弧書（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」であると実用発電用原子炉設置者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確認を受ける前の段階のものがある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まれない。また、廃止措置計画により新たに固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表し記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。

5 gの単位で記載できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。

6 「放射線業務従事者の総量分布」について

- (1) 「職員」とは、実用発電用原子炉設置者に直接雇用される放射線業務従事者とすること。

- (2) 「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とすること。

- (3) 同一人が2以上の請負業者にまたがって作業する場合は、1人として算出すること。

- (4) 有効数字の取扱いは、「総量」については小数点以下3桁を四捨五入して小数点以下2桁とし、「平均総量」については小数点以下2桁目を四捨五入して小数点以下1桁とすること。「最大総量」については、その評価値を記載すること。

- (5) 3(i)の「放射線業務従事者」は、女子も含むものとすること。

7 「一般公衆の実効線量の評価」について

- (1) 「排気口」が複数ある場合には、「排気口からの距離」は基準とした排気口を明示して記載すること。

- (2) 実効線量評価に用いた気象データ等の資料及び評価方法に関する説明を添付すること。

- (3) 記載する数値は、有効数字2桁、指数表示とすること。

- 8 「運転時間及び熱出力」について  
実用発電用原子炉ごとに記載し、熱出力の「合計」欄は当該期間内の平均  
熱出力及び最大熱出力を記載すること。  
その他  
(1) 測定を実施していない項目又は設備がない項目等については、「—」と  
記載するか当該欄を削除すること。  
(2) 記載欄が不足した場合は、欄を追加して記載すること。  
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第3 (第138条関係) (平10通産令34・法51、平11通産令43・平12通産令326、平24通産令98  
・一部改正、平25原子令34・旧様式第4欄下・一部改正、平30原子令8・令元原子令2・令元  
原子令8・一部改正、令2原子令3・旧様式第6欄上・一部改正)

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)  
核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (又は実用発電用原子  
炉の設置、運転等に関する規則) 第一 条第一 項の規定により提出すべき書類  
に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下とのおり提  
出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありま  
せん。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
  - 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類
- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
2 法令の条項については、当該申辯、届出又は提出の適用条文の条項を記  
載すること。  
3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録  
されている事項を記載とともに、2以上の電磁的記録媒体を提出する  
ときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録され  
ている事項を記載すること。  
4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付され  
ている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を  
提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。  
5 該当事項のない欄は、省略すること。